

令和6年度第4回朝霞市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和7年2月14日（金）
午後2時から午後4時まで
場 所：朝霞市民会館（ゆめぱれす）
3階 会議室梅

・開 会

・議題1 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施事業進捗
状況報告書(案)について

・議題2 朝霞市こども計画(案)について

・議題3 その他

・閉 会

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画

令和5年度実施事業進捗状況報告書(案)

朝霞市子ども・子育て会議

令和7年3月

目次

1. 令和5年度実施事業の進捗管理・評価を実施して	1
2. 朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について.....	2
3. 実施事業の進捗状況(総括)	3
4. 子ども・子育て支援事業計画支援事業の進捗状況	4
5. 子ども・子育て支援事業計画関連事業の進捗状況	34
6. 朝霞市子ども・子育て会議活動状況	42
7. 朝霞市子ども・子育て会議条例	44
8. 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿	46

1. 令和5年度実施事業の進捗管理・評価を実施して

本市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度から「あさか子どもプラン 朝霞市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育てに関する施策・事業が実施されてきました。

また、平成27年度には、子ども・子育て支援新制度が開始されたことに伴い、「あさか子どもプラン」を継承しつつ、本市の新たな子ども・子育てに関する計画として「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の推進は、行政だけではなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他の関係機関・団体等との連携・協働により取り組むこととしており、評価・検証する機関として「朝霞市子ども・子育て会議」が設置されています。

進捗管理・評価については、子ども・子育て会議として、以下のように実施しました。

- ①第2期計画(令和2年度～令和6年度)の評価・検証は、第1期計画を踏襲し、評価・検証に望みました。
- ②「量の見込み」、「確保の内容」及び「確保の方策」を定めている「支援事業」15事業については、各委員が評価とコメントを提出しました。
- ③「関連事業」132事業については、事業担当課の評価と異なる場合には「評価検討シート」、あるいは、コメントがある場合には「評価コメントシート」を提出しました。
- ④委員の間で評価が異なった場合には会議で議論し、会議体としての評価を統一しました。

令和5年度においては、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、それまで縮小等を行い実施してきた事業について、感染症対策を講じながら通常実施できたことが利用者数の増につながったものと考えます。支援事業については、一時預かり事業(保育所等)が利用者数が確実に増加している等の理由から、前年度と比べて評価が上がっています。関連事業については、個々の事業において評価の上下はあるものの、B及びC評価が前年度と比べ減少していることから、概ね進捗していることが伺えます。

第2期計画が令和6年度で終了することから、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする次期計画の策定作業を令和5年度及び令和6年度で進めてきました。次期計画は、「こども基本法」に基づき、計画を「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」から「朝霞市こども計画」に名称変更し、「こども大綱」の基本的な方針を踏まえつつ、新たに「こども・若者計画」を包含し策定することとします。

今後も、子ども・子育て会議は様々な子ども・子育て施策等について議論し、基本理念の実現を目指してまいります。

【基本理念】

このまちで 育ってよかった 育ててよかった
子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞

令和7年3月

朝霞市子ども・子育て会議

2. 朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について

① 朝霞市子ども・子育て会議の役割

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、朝霞市子ども・子育て会議を計画の評価・検証をする機関とし、本計画の進捗管理を行います。

② 計画の評価・検証・公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

朝霞市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。



③ 進捗管理の実施内容

令和5年度実施事業に対して、次のとおり進捗管理を行いました。

○本計画及び本計画関連事業について、事業実施担当課から、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画 支援事業 進捗管理シート」(以下「支援事業進捗管理シート」という。)及び「朝霞市子ども・子育て支援事業計画 関連事業 進捗管理シート」(以下「関連事業進捗管理シート」という。)の提出を受け、事業の進捗状況を把握しました。

○事業実施担当課から提出のあった支援事業進捗管理シートに対して、各委員の判断によりコメント等の記載及び事業評価を行いました。

○事業実施担当課から提出のあった関連事業進捗管理シートに対して、可能な範囲で各委員の判断によりコメント等の記載及び事業評価を行いました。

3. 実施事業の進捗状況（総括）

① 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 支援事業の進捗状況

進捗状況	R2	R3	R4	R5	R6
A:着実に進捗している 達成状況 100%～80%	12	13	11	12	
B:ある程度進捗している 達成状況 79%～60%	3	2	4	3	
C:進捗が順調でない 達成状況 59%～40%	0	0	0	0	
D:進捗していない 達成状況 39%以下	0	0	0	0	
計	15	15	15	15	

② 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 関連事業の進捗状況

進捗状況	R2	R3	R4	R5	R6
A:着実に進捗している 達成状況 100%～80%	93	100	111	111	
B:ある程度進捗している 達成状況 79%～60%	29	22	19	18	
C:進捗が順調でない 達成状況 59%～40%	4	7	3	1	
D:進捗していない 達成状況 39%以下	6	3	0	0	
計	132	132	133[※1]	130[※2]	

※1 事業番号10の進捗状況について、こども未来課および教育指導課の評価をそれぞれ計上。

※2 令和4年度で事業番号37及び95が事業廃止のため。

4. 子ども・子育て支援事業計画支援事業の進捗状況

事業名	5 幼児期の学校教育・保育の提供				
事業概要	乳幼児に対する学校教育や保育を適切に提供できるように、保護者のニーズに基づき、幼稚園、保育所、小規模保育事業などの基盤整備を進めます。				
市の現状 (令和4年度 成果)	受入定員 4,090 人(令和 5 年 4 月 1 日) 保育園 3,492 人 認定こども園 149 人 小規模 442 人 事業所内 7 人 入所児童 3,785 人(令和 5 年 4 月 1 日時点) 保育園 3,224 人 認定こども園 146 人 小規模 409 人 事業所内 6 人 待機児童 9 人(R5 年 4 月)、21 人(R4 年 4 月)、43 人(R3 年 4 月)				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定、新1号認定) ①量の見込み(必要利用定員総数) 1,650人 ②確保の内容(幼稚園、認定こども園) 1,650人 幼児期の保育【保育園・認定こども園】(2号認定、新2号認定、3号認定)				
		2号	3号		
			0歳	1・2歳	
	量の見込み (必要利用定員総数)	2,330	385	1,459	
	確保の内容(保育所・認定こども園・幼稚園及び預かり保育)	2,330	242	995	
	確保の内容 (小規模保育事業等)	—	95	369	
		—	48	95	
成果	受入定員 4,062人(令和6年4月1日) 保育園 3,467人 認定こども園 147人 小規模 441人 事業所内 7 人 入所児童 3,854人(令和6年4月1日時点) 保育園 3,279人 認定こども園 146 人 小規模 423人 事業所内 6 人 待機児童 17人(R6年4月)、9 人(R5年4月)、21 人(R4年4月)				
推進に関する課題	保育園を希望する家庭が増加する中、待機児童の解消に至ってない。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・待機児童解消に向けて、保育所2施設が開所するなど着実に進捗している。今後も待機児童の解消に向けた取組を期待する。 ・1、2歳児に人員を増員する方向ですすめる必要がある。人口が多い駅前の保育園に待機がめだつ					

- ・量の確保は成果が上がっていると思うが、受け入れ体制をしっかりと整えないと現場が疲弊し、事故などにつながると思う。“子育ての外注”（多くの子どもは親といることが幸せだと思う）のしすぎにならないよう、適切な保育利用ができて、保育の質の確保が課題になると考える。
- ・計画通りに保育所開所を実施したり、定員の見直しをしたから。ただし、受入定員よりも入所児童数は少ないにもかかわらず、対児童が出ているため、待機児童の発生要因を分析して、待機児童の解消を望みます。
- ・待機児童の解消に至っていないが、入所希望児童の年齢把握をし、量的な対策に取り組んでいる。量の対策と幼児教育・保育の質の保障の両面からの取組を期待したい。
- ・事業としては、着実に進捗をしていると思います。実態に合わせた定員設定がなされていると評価しました。
- ・妥当な評価と考える。
- ・量の見込み及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。
- ・待機児童の解消に至っていないが、適切な定員設定（0歳児の受け入れ人数減と翌年の1歳枠受入増）を考慮するなど、実態に即して待機児童解消に向けた取り組みを進めている。なお、園庭のない保育所が子どもの発達に及ぼす影響については、慎重に考える必要がある。加え、保育所においては入所者数が漸増する中で、保育の質の担保、保育士の専門性確保を同時に検討していくことも重要である。
- ・希望の少ない0才児の受入人数を調整し、1才児の受入枠の確保をするなど対応をしているため。

【B評価】

- ・待機児童解消に至っていないためB評価。ただし、本当に保育を必要としているのかどうかを新生児に確認する事で待機児童解消に繋がると思う。
- ・1、2歳児の受け入れ枠が少なく、現状では1歳からの保育園の利用を希望しているが、入園出来る事を優先し、0歳から利用する家庭も少なくない。家庭の本来の希望通り入園時期を調整出来る事が望ましいため。
- ・（今後、保育を必要とする家庭がどのくらいあるか、よく調べた上で解消問題に向き合うことが必要であるが）待機児童解消に至っていない。
- ・保育所2施設が開所するなど待機児童解消に向けて動いているものの、地域とのミスマッチのためか待機児童数が前年を上回っています。こども家庭庁によると全国で隠れ待機児童数が7万人超とのことであり、市内の人数の把握と対策が望まれます。
- ・見込みと実際の数に差がある。実際は待機児童に捕らわれ過ぎて定員割れが起きている。保育園入所辞退する保護者がいる中で、その施設の特徴をどうお客様に伝えていくのかが課題と考える。また、保育運営したい若者が増えている中、古い体質の民間施設の入替えを（数年ごと）今後は検討してゆかなければならないのかもしれない。
- ・待機児童解消には至っていない為
- ・幼児期の学校教育と保育の提供という、相反する事業内容の為、一律に評価することが難しい。また、保育所の利用者は駅に向けての通勤が多く、希望する保育所に必ずしも入所できないことがあり、定員割れの保育所も増えていると聞く。
- ・地域ごとのニーズに合った対策が必要。

事業名	6－(1) 延長保育事業(時間外保育事業)				
事業概要	保育所等を利用するフルタイム勤務の共働き世帯数や通勤時間を含む勤務時間等の状況から、保育時間のニーズを把握し、延長保育の充実を進めます。				
市の現状 (令和4年度 成果)	延長保育の実施箇所数				
	実施時間	公設保育園		民設保育園・小規模保育施設	
	午後6時から午後7時までの延長保育	9か所		27か所	
	午後7時から午後7時30分までの延長保育	0か所		12か所	
	午後6時から午後8時までの延長保育	2か所		21か所	
	計	11か所		60か所	
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 1,518人／月 確保の内容 3,631人／月				
成果	全園にて延長保育実施(72施設) 延長保育実施数 午後7時まで:41、午後7時30分まで:13、午後8時まで:18				
推進に関する課題	延長保育料(基本保育時間外)の設定				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会 議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・延長保育事業において、開所時間を午後7時（一部午後8時）まで時間延長したことで、多くの実施（利用）が成果として得られている。 ・朝霞市のほぼ全ての保育園が7：00－19：00開所で大変助かっている。ただ、こちらも適切な保育利用で、子どもが家庭で親と触れ合う時間も必要だと思うし、保育現場にばかり負担がいかないようにできたらよいと思う。 ・働き方改革もあり、長時間勤務せざるを得ない家庭も少なくなっているように思われるため、現状でよいと思う。 ・共働きのニーズに応じて延長保育が適切に実施されていることを大変評価致します。 ・計画通りに、延長保育が実施されたから。延長保育は多く実施されればよいということではなく、企業において残業削減すべきであるが、現状すぐに変えられない職場の人のニーズに応えることを望みます。 ・延長保育事業は働く親世帯を支援する重要な施策であり、市内の全保育施設が継続して実施していることは評価できます。今後もスタッフの方々の働き方改革を意識しつつ、柔軟なシフト体制を心掛けて頂きたいと思います。					

- ・現在の子育て家庭の生活実態把握に基づいた必要量の提供に努めている。
- ・すべての施設で延長保育がなされている。ただ、保護者のニーズへの対応も限度があるとも思います。
- ・妥当な評価と考える。
- ・量の見込み及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。
- ・安定的な事業提供ができている。また、保護者ニーズに即して時間延長するなどの進捗も見られる。一方で、利用者の中には自己都合により安易な利用も存在することや、ここ数年、延長保育料の在り方も検討課題として取り上げられている。しかしながら、具体的に推進すべき課題が前進しているという認識はない。また、各園から延長保育時の保育者の確保及び安全管理上の課題について情報を収集・把握し、延長保育の質についても継続的な検討が重要である。
- ・延長保育を実施する園も多く、ニーズに応えられていると考えられる。希望者数に対しての実績、充足率が書かれていると、より進捗が分かりやすいと思う。

【B評価】

- ・延長保育のニーズを把握する必要があるため。アンケートには保育の延長時間を具体的に20～21時、0時～4時なども必要に思う。
- ・実施時間の分布を見ると、アンバランスである。11ヶ所の公設保育所に延長時間別に均等に割り振ったり、民設小規模並みにバランスよく開設するべきである。

事業名	6-(2) 放課後児童クラブ				
事業概要	就労等により、昼間家庭に保護者のいない小学生の児童を対象に、放課後や長期休暇中に、保護者に代わって保育の場を提供するものです。				
市の現状 (令和4年度 成果)	放課後児童クラブ数 21か所 入所者数 1,712人(令和4年4月入所) 入所保留者数 69人(令和4年4月)				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み(1～3年生) 1,640人 量の見込み(4～6年生) 190人 量の見込み(合計) 1,830人 確保の内容 1,810人				
成果	放課後児童クラブ数 22か所 入所者数 1,776人(令和5年4月入所) 入所保留者数 64人(令和5年4月)				
推進に関する課題	教室等の活用の検討や、児童館ランドセル来館事業の対象児童を小学2年生に引き下げるなど、関係課との連携により、入所保留児童対策に努めているが、入所保留児童の解消には至っていない。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	B	B	
	A	A	B	B	
コメント					
【A評価】 - 一定数の待機者・保留者はやむを得ない。市としては、対応ができていると考えます。 【B評価】 - 放課後児童クラブの入所待機者数は一定数おり、今後の各種施策に期待したい。 - 長期休暇中のニーズは増えるのが当然だと思う。保育園→学童で急にはしごをはずされた感じがする。三原地区は今のところ児童館もない。居場所の確保は必要。 - 地域によっては民間児童クラブが少ない為、調査するとともに保留児童を解消してほしい。 - 民間クラブが増えていることには評価致します。ただ、カリキュラムは実際体験しましたが民間の方が充実している。まだまだ改善の余地があると考えます。 - 定員の拡大を図ったが、待機者がいるため。保育所への入園がスムーズにいても、放課後児童クラブに入れないことで、就業継続が難しくなってしまう親がいると思われるため、待機者の解消を望みます。 - 低学年の入所保留が生じている為。 - ランドセル来館は登録すればだれでもかよえるようにすると良い。なぜなら児童館が遠く、かよいたくてもかよえない子供たちが多くいるため。 - 民間クラブを1施設開所したにも関わらず、入所待機者数が減っていません。事業番号5と同様に地域のニーズとのミスマッチの解消と隠れ待機児童者数の把握が必要です。 - 妥当な評価と考える。					

- ・乳幼児期の保育提供の課題が学童期に及び解決が急がれる。体制強化を図るも、解決・改善に至っていない。
- ・依然として待機児童はいるものの、確保の内容を上回る実績であるため、ある程度進捗との評価は妥当と考えます。しかしながら、民間クラブ設置の地域的な偏りが解消できない限り、広域的な待機児童解消にならないという別の課題に向きあう必要があると思います。
- ・課題にもあるように朝霞駅、朝霞台北朝霞駅近辺の学校では、入所保留者が多くいるのではないかと。各学童によってルールがいろいろあるとも聞くので、統一したルール作りと学童同士の横の連携も必要だと思う。民間の良いところも施設見学などして、学校併設の学童クラブもアップデートが必要では。
- ・トラブルが多い。
- ・民間クラブへの運営費補助金、公設クラブへの指定管理料支給、新規民間クラブの開設など、保留者解消に向けて取り組んでいるものの、解消には至っていない。学区によるバラつきもあるようだが、需要と供給の調査に基づく、計画的配置を継続して進めていく必要がある。なお、受け入れに伴うクラブ内の在り方（過ごし方）について、発達段階や安全性を含め継続的な取り組みの振り返りも必要である。
- ・待機数が減少しないため。
- ・令和5年度よりも6年度は見込みが増え、確保もその分増やしているが、令和4年度から5年度への実績を見る限り需要はもっと増える可能性があり、十分とは言えないと考えられるため。

【C評価】

- ・全体数では充足しているかのように見受けられるが、駅近エリア入所保留数は深刻である。児童館ランドセル来館も現実的には利用が難しく、低学年優先的に受け入れ補助金についても長時間労働の両親を持つ高学年児童への配慮について懸念が残るため。
- ・低学年だけでなく、保留児童がいることが問題。

事業名	6-(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)				
事業概要	子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に里親宅で一時的に児童を預かる事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	年間利用者数(延べ数) 36人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み(延べ数) 70人/年 確保の内容(延べ数) 70人/年				
成果	年間利用者数(延べ数) 33人 委託里親数 目標値 5世帯 実績値 6世帯 ショートステイ受入日数 実績値 92日間				
推進に関する課題	ショートステイ事業の継続実施のため、より多くの新規委託里親を確保すること。 ショートステイ事業や里親制度について、市民への広報を行うこと。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・普及啓発を行うことで、目標値を超え、ショートステイ受入日数、実績値92日間は成果であると思う。 ・Aではあるが、普及啓発方法をもっと目につきやすいよう考える必要あり。 ・里親の確保が大変難しい事業だと推測致します。内容や数字よりも事業をしっかり継続している点ではとっても評価致します。 ・ニーズに対応できていると思われるため。委託里親の確保のためだけでなく、必要な人に事業を知ってもらえるように広報を継続することを望みます。 ・里親家庭を増やす必要がまだまだあると思う。子供食堂に参加する家庭も「なにかできないか？」といわれる事も多いため、告知などをするのも良いかも。 ・委託里親数とショートステイの受入日数ともに計画値を維持しています。今後も元保育士や元教師経験者など教育関係経験者によるリファラル採用などでウイングを広げ、委託先を増やす工夫をお願いします。 ・ショートステイ利用者のニーズに対応している実態が報告されている。これ以上の評価基準がないので、Aとする。 ・思っているよりも、多くの方が利用していることを知りました。受け入れる側の里親の増える様、周知・PRをお願いします。 ・委託里親数及びショートステイ受入日数が目標値及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。					

- ・里親に預けるイメージが、ネガティブで、もっと遠慮なく気兼ねなく利用できるようキャンペーンを実施してはいかがでしょうか。
- ・妥当な評価と考える。
- ・令和3年から令和4年の利用実績が上昇し、令和5年もほぼ同数で推移し、着実に事業は展開されている印象を受ける。また、延べ人数33人の具体的内容が今ひとつ把握できないのだが、同じ里親宅に同じ利用者複数回利用し、結果として95人の実績となるのだろうか。
- ・里親が減ることなく維持できているだけでも評価できると思う。里親制度のPRを引き続き行い、制度の維持をしていてもらいたい。
- ・実績はあるものの、まだまだショートステイと里親との関係がわかりにくく、PRが必要だと思われる。

【B評価】

- ・普及啓発が市役所だけではなく、もっと人が集まる場所で行うべき。
- ・当事者の理解が全くなかったが、子育て支援の事業としては重要であると思うため、啓発が重要。また、様々な問題を抱える家庭の児童を受け入れる可能性も高いため、里親が柔軟に対応できるよう研修も必要だと考えたため。
- ・出張や仕事による利用が多く、保護者の育児疲れでの利用がないため、育児疲れでの利用が育児怠慢ととられないような啓発が必要。

事業名	6-(4) 乳児家庭全戸訪問事業				
事業概要	乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	出生者数 1,183人 乳児家庭全戸訪問件数 1,197人 訪問率 101.2%				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み(訪問人数) 1,300人 確保の内容(訪問人数) 1,300人 確保の内容(訪問率) 100%				
成果	乳児家庭全戸訪問件数 1,118人 (新生児訪問件数 1,034人 こんにちは赤ちゃん訪問件数 84人)				
推進に関する課題	本事業については、すべての乳児がいる家庭に全戸訪問を実施(100%)しているが、対象児が入院中や里帰り中と不在の場合も多く、乳児と保護者の把握がすべてできない状況が課題である。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・全戸訪問の実施を行い、子育て支援情報や養育環境等の把握をしている。引き続き、訪問と健診での支援を継続してほしい。 ・不在宅の把握もできるように工夫して頂けるとよりよい。 ・素晴らしい事業であり、適切で欠かせない事業だと考えます。子育ては孤独で社会から取り残されたような危機感を覚えますが、訪問をすることによって社会との繋がりを実感し安心を生み出すでしょう。 ・訪問率実績が高いため。デジタルな連絡手段等も利用して、訪問率実績がより100%に近づくことを望みます。 ・ひきつづき100%を目指してほしいです。 ・訪問率が安定して高く、ご苦労されていることと思います。外国の方へも積極的に訪問するなど、更にきめ細かなアプローチを継続してお願いします。 ・事業の対象時期を逃したとしても、全子育て家庭とのコンタクトが早期に成り立つことを期待する。 ・理想は100%ですが、それぞれの家庭の事情もあるので。何かしらの方法でフォローが出来れば良いと思います。 ・妥当な評価と考える。 ・4ヶ月児健診までの期間でほぼ全数の把握ができていることから、評価は妥当と考えます。					

- ・全戸訪問は里帰り、日本語の話せない方に対する対応などで難しい場面も想像できるが、地道な活動ですし、子育て家族にやさしいまちを目指すには必要な事業です。子育てがしやすい町は人口が増加する実績が出ているので政策議論もしていただきたい。
- ・着実に事業が展開されている。なお、常時の不在、再訪問しても会うことができない（拒否がある）場合、健康づくり課のみならず、関連部署と連携をとり、状況把握に努める必要がある。
- ・里帰りや入院など不在の家庭がある中、９０％以上の訪問を実施出来ているのは素晴らしいと思う。つながりにくい家庭もあると思うが、１００％に向けて頑張っていってほしい。
- ・全戸訪問するための事業である以上、全戸訪問できる仕組みがまだ足りないように感じるが、最低限電話での連絡がとれていたり、成果が見られる。
- ・乳児家庭全戸訪問において、不在などの時には再度連絡を入れて訪問するなど、とてもよくがんばっていらっしゃると思われる。外国の親子も日本人と同じように質の良い訪問が受けられるようにしてほしい。

【Ｂ評価】

- ・本事業については評価するが、毎年１００％にしてほしい。
- ・全戸訪問の実施は評価するが、何年も同じ、不在家庭などの把握がされないままである。

事業名	6-(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業				
事業概要	養育支援訪問事業は、育児ストレス等により、子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が必要な家庭を対象に、ホームヘルプ等による育児・家事の援助や助産師・保育士による相談・助言を訪問により実施しています。 要保護児童支援事業は、様々な理由から家庭での養育が困難になっている児童や保護者を支援するため、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために、必要な情報交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行い、迅速な対応ができるようにするものです。				
市の現状 (令和4年度 成果)	養育支援利用(訪問)日数 52日				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 20日 確保の内容 20日				
成果	支援員 6人(保健師1人、助産師1人、保育士3人、ヘルパー1人) 養育支援利用者(保護者) 4人 養育支援利用(訪問)日数 44日				
推進に関する課題	養育支援員の確保、子どもの養育に支援を要する家庭の把握、利用の促進				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	B	A	A	A	
	B	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・専門職の養育支援訪問や事業支援員が家庭訪問し、具体的に支援や援助を行っている。今後も支援の充実に努めてほしい。 ・養育支援を必要としている人に利用していただく事ができているためAとした。支援を要する家庭がもれないよう他機関や多様なニーズに対応できる人員の充実があるとさらによいと思う。 ・児童、保護者共に様々な障害、貧困が増えてきている中でとても重要な事業だと考えます。これもまた、数字よりも継続的に進めて頂いていることに感謝致します。 ・計画通り、事業を実施したから。子どもの養育に支援が必要なすべての家庭に、事業が実施されることを望みます。 ・利用者が4人とのことなので、もっと周知は必要なのかも？ ・支援員の方に保健師1名が加わり体制が充実しました。重要なセーフティーネットですので、子育て世帯のみならず広くPRすべきです。またSNSを活用し、ヘルプデスクを開設するなど、社会的弱者の把握に努めて頂きたいと思います。 ・見込み以上に実績がありほぼ進捗していると考えます。 ・成果が出ていると考えます。現行の事業の継続をお願いします。					

- ・量の見込み及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。
- ・妥当な評価と考える。
- ・支援が必要な家庭を把握し、どのように関わっていくのかということは専門的な知識や手法が必要なので、更なる支援員さんの研修や専門家の指導が必要だと思います。窓口の告知や気兼ね無く利用できるよう告知方法を継続して考える。
- ・令和3年4月1日、令和4年5月2日、令和5年4月4日と、コロナ対応が一定の落ち着きを見せる中、事業が確実に展開されている印象を受ける。しかし、「量の見込み」「確保の内容」が20日で実績52日と倍以上のひらきを勘案すると、計画そのものの見直しや体制の整備も必要ではないか。
- ・孤立し、子育てに悩む保護者にとって直接、具体的に支援してもらえるのは心強いと思う。虐待予防のため、保護者も支援が受け入れやすいような名称にするのも良いのではと思う。
- ・量の見込みに比べ、実績が上回っている。それだけの時間をやりくりして訪問されているのは素晴らしい。次年度は見込みと支援する人数を増やせるとより良いと思われる。

【B評価】

- ・養育支援利用者4人とあるが、もっとニーズがあるのでは？“家庭の理解”というところで介入にむずかしさもありそうだが。
- ・地域のつながりが難しい所を改善してほしい。

事業名	6-(6) 地域子育て支援拠点事業				
事業概要	地域子育て支援拠点事業は、保育園や公共施設などの地域の身近な場所で、子育て中の家庭の交流・育児相談等を行う事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	市内子育て支援センター 全8か所 (公設公営 2 か所、公設民営 2 か所、民設民営 4 か所) 延べ利用者数 (8か所合計) 56,085人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 370人/日 確保の内容 9か所				
成果	市内子育て支援センター 全 8 か所 (公設公営 2 か所、公設民営 2 か所、民設民営 4 か所) 延べ利用者数 (8 か所合計) 59,684人				
推進に関する課題	子育て支援センターの計画的な整備				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	B	B	A	A	
	B	B	A	A	
コメント					
【A評価】 ・利用者数が前年度に比べて、月に300人増えたことから成果がみられる。 ・地域にセンターが広く認知されており、ママの交流の場として目的を果たしていることからAとした。 ・成果が出ている事業と考えます。今後はお客様の新規開拓、更により多くの方への認知を施設側がどう努力されているのかを伺ってみたいです。 ・計画通り事業を実施し、前年より利用者が多かったから。引き続き、保護者の育児に関する不安を軽減し、子どもの情操の育成につながる事業であることを望みます。 ・支援センターはどんな支援をする場所なのかひきつづき明確化は必要であると考えます。 ・月間利用者数が前年度比300人と増えています。但し地域別の利用状況が分かりませんので、地域の利用状況に極端な偏りがないように配慮をお願いします。 ・評価するための基準が捉えられず、部署の評価に沿うことにした。事業展開はしたことは評価できる。事業の評価にあたっては、推定した必要量の提供と支援ニーズとしての必要量と質を踏まえて評価したい。 ・一概には、利用者が増えている事が良いとは言えませんが、相談する場、指導を受ける場がある事は良いと思います。 ・妥当な評価と考える。 ・新型コロナウイルス感染症の余波が残る時期においても、前年度比300人／月の利用者増となる取組をされたことから、評価は妥当と考えます。 ・前年度比と比較すると、利用者数は確実に増加しており、有効に機能していることが伺える。					

- ・利用者数が前年度より増えているため。
- ・朝霞市の中で、子育て支援センター 8 ヶ所で十分網羅しているのか引き続き検証が必要であるが、子育て家庭の孤立が無いよう他市の産院などに積極的に告知が必要だと思う。支援員さんや相談員さんの研鑽も継続していただきたい。
- ・毎月、様々な事業をよく考えて行っていると思う。
- ・ファミリーサポートセンター事業と連携がとれる公式としての仕組みが必要と考えます。

【B評価】

- ・支援センターの指導も把握して欲しい。

事業名	6-(7)-① 一時預かり事業（幼稚園）				
事業概要	様々な理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、幼稚園や保育所等において、一時的に預かる事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	延べ利用者数 24,984人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 400人/日 確保の内容 400人/日				
成果	利用施設数 21施設 延べ利用者数 34,686人 預かり保育事業補助金交付園 朝霞たちばな幼稚園、根岸幼稚園、朝霞花の木幼稚園				
推進に関する課題	利用条件や利用方法などの周知				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会 議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・幼稚園21施設において、預かり保育を実施し、多くの利用者がいたことから成果がみられる。 ・一時預かり事業が保育を受ける事ができない保護者の負担軽減として利用されている事からAとした。 ・着実に進捗していると思います。素晴らしい事業なので更なる周知をして欲しいと願っています。 ・計画通りに事業を実施し、市外の幼稚園を含めて21施設について、実施したから。 ・実績が確保している400人/日が毎日満員？それであれば枠の増設が必要なのでは？ ・計画値と実績が予定通り進んでいます。一時預かり事業は突発的なニーズや緊急性の高い利用者もいらっしゃると思いますので、利用条件も柔軟かつスピーディな運用をお願いします。 ・ニーズに応じた事業展開に努めているという取組を評価する。 ・成果が出ていると考えます。課題にあるように、さらなる周知をお願いします。 ・妥当な評価と考える。 ・量の見込み及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。 ・幼稚園の預かり保育は、市内8幼稚園あるが時間はそれぞれである。預かり保育の担当教諭の確保が課題で有、補助金だけでは賄えない部分もあります。					

- ・前年資料（令和4年）を閲覧すると、利用施設23施設（今期21施設）、延べ利用者数31,816人（今期34,686人）と、受け入れ施設が減る中で多くの利用を提供していることが確認できる。需要に対して供給することは重要だが、子どもの発達への影響は常に基軸に考える必要がある。
- ・希望者数と利用者数の差がえどれくらいあるのか分かるとさらに良いと思います。
- ・ニーズが高まる中で、よく確保できていると思う。

事業名	6-(7)-② 一時預かり事業（保育所等）				
事業概要	様々な理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、幼稚園や保育所等において、一時的に預かる事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	利用者数(年間) ・保育所等 2,811人(公設分) ・ファミリー・サポート・センター 890人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 70人/日 確保の内容 70人/日				
成果	■利用者数(年間) ・保育所等 2,954人(公設分) 東朝霞保育園 520人 さくら保育園 1,006人 仲町保育園 1,428人 ・ファミリー・サポート・センター 1,076人 ■利用サービス内訳（公設分・延べ人数） ・非定型保育サービス 1,455人 ・緊急保育サービス 431人 ・リフレッシュサービス 1,068人				
推進に関する課題	利用条件や利用方法などの周知				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会 議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	B	A	
	A	A	B	A	
コメント					
【A評価】 ・日本の保育業界の核となりうる事業だと考えます。民営施設でどこまで広げられるかが鍵と考えます。 ・預かり保育事業が保育園、ファミサポと広がり、保育料軽減施策も増えている事からAとした。 ・保育所等において、一時預かり利用者数が増えている。(特にリフレッシュによる利用者数が増えている)ことは成果であると思う。 ・前年度に比べ利用者数が増えたから。どうやって課題に取り組んだかについて記述するとよいと思います。 ・この中に本当のヘルプがある家庭がどの程度いるのかは他事業との連携が必要になる。 ・利用者の増減はあるものの、一定数の利用があり対応ができていると思います。課題への取組もできたという点も評価します。					

- ・利用者枠と実績が計画通り推移しています。特にリフレッシュサービスの利用者数が伸びている点は評価できます。更にスマホなどで受付・予約申請できる等DX化を進め、より簡便に利用できる仕組みができると良いと思います。
- ・ニーズに応じた事業展開に努めているという取組を評価する。
- ・妥当な評価と考える。
- ・前年度の課題に取り組めたことも含め、目標値を満たす実績となったことから、評価は妥当と考えます。
- ・(様々な理由で)と預ける理由を限定していないので、とても利用しやすい事業だと思います。どのような事業でも利用できることをさらに周知する必要があると思います。費用は各施設一律なのでしょうか。
- ・3園で実施されている一時預かり事業、利用者数は確実に増加しており、有効に機能していることが伺える。また、昨年度の課題を設定し、「リフレッシュサービス」増につなげたことも評価できる。ただ、「緊急保育サービス」は減になっており、保護者の需要度を考慮すると、こちらの減の課題は大きいのではないだろうか？
- ・希望者と利用者の実績の比があるとより評価しやすいと思います。障がい児が利用できるとさらに良いと思います。
- ・需要が増えている中、確保の人数を増やすべく頑張っている様子。

事業名	6－(8) 病児保育事業				
事業概要	児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより、保育ができない場合に、病院や保育所などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に保育を行う事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	新規登録者数 52人 利用者数(年間) 43人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 5人/日 確保の内容 5人/日				
成果	■病児保育室たまご(運営主体:TMG あさか医療センター) 新規登録者数 94人 利用者数(年間) 117人				
推進に関する課題	利用条件や利用方法などの周知				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	B	B	
	A	A	B	B	
コメント					
【A評価】 ・新規登録者数と利用者数がともに伸びています。病児保育事業はセーフティーネットとして大変心強い支援事業です。緊急性が大変高いケースが想定されますので、SNSを活用するなどDX化を進め、事前登録ができるなどより利用者目線でスピーディかつ柔軟に対応して頂きたいと思います。 ・着実に進捗しているものと考えます。評価の理由にあります。周知については引き続きお願いします。新規登録者も増加をしているのはいいと思います。 ・量の見込み及び確保の内容を上回る実績であり、令和3年度以降の実績を見ても新規登録者及び利用者数が飛躍的に伸びていることから、評価はAで良いと思います。 ・乳幼児子育て世帯が事業を理解し、利用しやすい事業にし、子育て世帯が困っているときに利用しやすい方法で継続してほしい。 ・利用者数が伸びてきているため。 ・着実に利用者が増えている。 【B評価】 ・新規登録者数や利用者数は増えていることは成果であると思うが、制度の周知について今後に期待する。 ・練馬区「ぱるむ」はもう少し気軽に利用されている印象。(その分、キャンセル待ちになったり、新たな課題もある。) 参考にされるとニーズにこたえられるか？ ・妥当な評価と考える。					

- ・実際は利用条件の制限や手続きの煩雑さから利用を希望していても利用していない家庭がほとんどなので、もう少し利用しやすいとよい。
- ・前年度に比べて利用者数が増えたから。事前の登録が必要であることについての周知については、今後、どのように行っていくかを記述するとよいと思います。
- ・病児保育枠は本当に必要であるとする。しかし、やはり子供は親という事も大切であるためバランスは考えたい所。
- ・ニーズに応じた事業展開に努めているという取組を評価する。ただし、利用にあたっての情報の周知徹底が課題とのこと、よって、B評価とする。
- ・利用実績は、前年度から大幅に増加している。しかし、課題として提示されている事前登録の周知の問題は、現行の周知方法を考慮した上で、早急に対策を取る必要がある。
- ・登録者数増加に伴い、保育室を増やす必要がある。

【C評価】

- ・知らないご家庭が多いようです。更なる周知が必要と感じます。

事業名	6-(9) ファミリー・サポート・センター事業				
事業概要	ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助をしてほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	会員数(依頼・提供会員数) 1,739人 ファミリー会員 1,460人 サポート会員 192人 両方会員 87人 延べ活動回数 3,928回				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 9人/日 確保の内容 9人/日				
成果	会員数(令和5年度末現在) ファミリー会員 1,611人(令和4年度比151人増) サポート会員 199人(令和4年度比7人増) 両方会員 73人(令和4年度比14人減) 延べ活動回数 4,669回(令和4年度比1,236回増) ※記載の数値には小学生以外の乳幼児も含む。				
推進に関する課題	サポート会員の拡大				
自己評価(上段)／子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・ファミサポの認知度は高く、互助、共助の役割を担っているためAとした。 ・事業の会員数、利用件数が前年比で増えており、成果がみられる。 ・利用件数が増加したから。サポート会員が少しずつでも増えていることはよいことだと思いますが、増えない理由やサポート会員の拡大のための取組を「推進に関する課題」に記述するとよいと思います。 ・ファミサポの周知が必要。子供食堂でも案内をしていきたい。 ・事業の利用件数は前年を大幅に上回っています。但し依頼会員数の伸びに対し、提供会員数の伸びが微増な点が気になります。従来通りの説明会でなく、更にサポート会員のモチベーションを上げる工夫が必要です。 ・サポート会員の増加、サポート会員の育成を通し、全ての子育て家庭が安心して支援提供を受けられるようになることを期待する。 ・会員、利用者数ともに増加にあるのでA評価でいいと思います。					

- ・ 妥当な評価と考える。
- ・ 量の見込み及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。
- ・ 周りの子育て世帯にもだいが認知されているように感じます。引き続きサポート会員の拡大が必要だと思います。
- ・ 会員数（依頼会員／提供会員）が増加し、事業利用件数も増加している。サポート会員の援助の質向上に向けた研修の充実が望まれる。
- ・ 利用件数が増えているため。
- ・ マッチングが難しい要因のひとつに、お子さんの特性によるものがあるのだとしたら、発達に課題があるお子さんや障害についての知識を得られる研修を養成講習に取り入れるべきと考えます。
- ・ 預かり場所として、子育て支援センターを周知するだけではなく、支援の協力体制が取れるような仕組みがあれば預かる側の安心にもつながるのでは。

【B評価】

- ・ ファミリー・サポート・センター事業の内容をよりわかりやすく啓発し、サポート会員を増員したうえでの質の向上が必要。
- ・ 実績としてはAだと思うが、和光市のようなサポート会員を支援するシステムが足りないと思われるため。
- ・ 利用が困難。

【C評価】

- ・ とても難しい事業だと感じます。会員数が少ないのが現状で相互の活動が出来ていないように感じます。周知を含めてもっと出来ることもあるかも知れません。

事業名	6-(10) 妊婦健康診査				
事業概要	妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	対象者数 1,166人 受診者数 1,158人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み(受診者数) 1,166人 確保の内容(受診者数) 1,166人				
成果	活動指標:妊婦一般健康診査公費負担回数 目標・計画 14回 実績14回 対象者数 1,165人 成 果:受診者数 1,140人 受診率(1回目を評価) 目標・計画 97% 実績 98%				
推進に関する課題	本事業は、妊婦健康診査に係る経済的負担の軽減を図れることから、母子の健康管理のためにも、効果的な活用が図られるよう、妊娠届出時等の周知を徹底する必要がある。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・今後も妊娠届出等の周知を徹底し効果的な活用ができるよう期待する。 ・年々、助成が充実し、経済的負担の軽減が図られているためAとした。 ・対象者がほぼ全員というくらい受診しています。安心安全な妊娠、出産に対して健康管理の向上を促進していると思います。 ・公費負担回数が増えたことと補助率が目標・計画を上回り98%であったから。 ・助成券はひきつづき必要。ただ1回目のときに使えない施設(病院)もあるようだがその基準はあるか？ ・妊婦健康診査受診者数は引き続き高い実績で推移しています。また令和5年度からスタートした1回分の検査費の助成についても評価できます。 ・妊婦健診の受診率向上につながり、それが維持されることを期待する。 ・市としての対応は、現状で問題ないと考えます。 ・妥当な評価と考える。 ・妊婦一般健康診査公費負担回数及び受診者数について、目標・計画を上回る実績であることから、評価は妥当と考えます。 ・子育てしやすい町で、安心して出産ができることは重要なことだと思います。					

- ・令和5年より、産婦健康診査1回分の追加助成など、着実に成果を残している。妊婦健康診査を受診しないで出産する事例があることを耳にしたことがあるが、そのフォローアップはできているだろうか。他機関との有機的な連携が重要である。
- ・未受診の妊婦もいるようだが、だいたい受診されているため。

事業名	6-(11) 利用者支援事業				
事業概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	母子保健型(施設数) 1か所 基本型・特定型(施設数) 0か所 妊娠届出数 1,208人 うち妊婦との面接数 1,163人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込(施設数) 1か所 確保の内容(施設数) 1か所				
成果	妊娠届出数 1,165人 うち妊婦との面接数 1,122人				
推進に関する課題	妊娠届出の時期は、妊娠初期で体調がすぐれない妊婦も多いことや、子育て世代包括支援センターが一か所であるため、利便性の課題がある。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・相談や情報提供、アドバイス等を行うすべての妊婦に対して子育てのサポートをされています。北朝霞方面にあるととってもよいと考えます。 ・妊婦に対して、専門的な視点で相談支援を行っている事は当事者にとっても心強いのでAとした。 ・一か所でも成果がみられるが、今後は北朝霞方面への設置をぜひお願いしたい。 ・100%ではないが、妊娠届をした人のうちの96.3%と面談したから。 ・場所の増設必要。 ・妊婦との面談数はほぼ届出数を満たしている点と、令和5年度から始まった交付金及び給付金の支給については評価できます。また令和6年度に施設数が2か所となっていますが、これは課題となっている北朝霞方面に設置するのでしょうか。 ・母子手帳交付100%は非常に重要である。更なる拡充に向けて取り組んでいることも評価できる。 ・成果としては、届け出数と面談実績数をいただいています。それ以外にも様々な対応をいただいているかと思います。 ・妥当な評価と考える。 ・量の見込み及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。 ・施設が1ヶ所と少ないことが懸念されるが、オンラインなどでもできるようにするなど工夫すれば良いと思います。					

- ・令和5年より、伴走型相談支援と経済支援の一体的実施を開始し、着実に成果を残している。なお、一層の利用利便性を考慮し、包括センターの複数設置に向け、検討を進める必要がある。
- ・北朝霞方面への設置の検討を進めていただきたい。
- ・実際に保健センター内での支援を見たことがあるが、話しやすく相談しやすい雰囲気の良いと思うから。

【B評価】

- ・利便性も考え、北朝霞方面への設置がされてない。
- ・利便性も考え早めに北朝霞方面に作ってほしい。
- ・やはり1か所では不便だと感じる為。

事業名	6-(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業				
事業概要	食事の提供に要する費用(副食費分)について、未移行幼稚園に通う低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。 (保護者の世帯所得の状況等を勘案し、助成を行います。)				
市の現状 (令和4年度 成果)	申請者数 53人				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 240人 確保の内容 240人				
成果	副食費に対し、費用の一部を補助することにより、経済的な支援ができた。 申請者数 127人				
推進に関する課題	保護者へ個別に案内を配付したが、申請が少ない。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	B	B	B	B	
	B	B	B	B	
コメント					
【A評価】 ・個別に案内を周知できているから良いと思う。 ・個別にまで案内周知できた。 ・個別に案内を出していて、申請するか否かはそれぞれの判断になるかと。 ・妥当な評価と考える。 【B評価】 ・対象者に対し、申請者が少ないため更なる周知をするなどしてほしい。 ・申請が少なかった理由を明確にして、事業の必要性を判断するべきだと感じた。 ・前年度に比べると申請者が増えたが、まだ、対象者に対し、申請者が少ないため。保護者へ個別に案内を配布したが、申請が少ない理由を調べ、それに対する対応を取っていくとよいと思います。 ・子供食堂やフードパントリーと連携し、フォローをしていく必要があればしていくことができるのではないか。 ・申請者数は令和5年度比で2.4倍と大幅に伸長していますが、対象となるご家庭のボリュームが分かりませんので、カバー率が不明です。従って240人の見込み件数について精査が必要と考えます。 ・実態に対する課題を析出している。改善が見込める。					

- ・申請数が少なかったとは言え、前年度の２倍以上の申請につながっていることから、ある程度の進捗との評価は妥当と考えます。
- ・申請者が少ないのは、申請方法に課題があるのでは無いかと思います。また、対象者は市の方でしかわからないので、漏れがないよう取り組んでいただきたい。
- ・どのような素敵な施策でも、利用者が少なければ意味がないので、周知に力を入れてほしい。
- ・世帯所得のみの判断なので、所得が他にあたりする家庭もあるのではないかと思いますBにしました。
- ・「量の見込み」と実績が大きく乖離している。補助申請に課題があるようなので、有効に補助が行える申請方法を工夫する必要がある。
- ・申請が少ない理由を考察する必要がある。(手続きが複雑なのか、見込み自体の問題か)
- ・個別に案内して申請が少ないのであれば、自動的に補助されるなど、申請方法などの見直しも必要。
- ・周知の仕方、申請の仕方に工夫が必要であると会議で話されていたため。

【C評価】

- ・事業の内容把握が難しく感じます。園を通じて配布ではなく、個別に配布したほうが良いと感じる。申請者が少なかった理由を調査されると良いと考えます。

事業名	6-(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業				
事業概要	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。 認定こども園特別支援教育・保育経費は、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な経費の一部を補助する事業です。				
市の現状 (令和4年度 成果)	認定こども園において、特別な支援が必要な子どもの受入を行い、職員の加配に必要な経費の一部を補助しています。				
事業の見込み、 確保内容 (令和5年度)	量の見込み 2人/日 確保の内容 2人/日				
成果	特別な支援が必要な子どもの受入にあたり、職員の加配の費用の補助を行い、良質な保育体制の整備ができた。				
推進に関する課題	特になし				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	
	A	A	A	A	
コメント					
【A評価】 ・今後も特別な支援が必要な子どもの受入のため、職員の加配の費用の補助を拡大してほしいと思う。 ・加配の費用の補助のみならず、専門的な知識や経験の獲得により教育・保育の質の向上も必要と考える。 ・計画通りに、職員の加配の費用の補助を行ったから。 ・職員の加配と受け入れ施設の増設が必要なのでは？ ・現状に即した取組がされている。ただし、インクルーシブ社会を目指す方向性を立てる場合、到達目標は現状よりも高く掲げることになるだろう。 ・着実に進捗していると考えます。 ・妥当な評価と考える。 ・量の見込み及び確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。 ・認定こども園特別支援教育・保育経費が適切に活用されている。					

- ・良質な保育体制の整備の次は、保育の質の向上に努めてほしい。

【B評価】

- ・私立設置者のこども園に対して加配職員の補助ですが、本当に加配職員として雇用しているのかを調べる手段が必要。補助金を経て加配ではなく普通職員として雇用しているかも知れません。
- ・利用実績は計画通りです。但し現状分析、確保の方策、成果分析の内容などいずれも令和4年度の資料と変わっていないため、進捗状況の判断ができません。
- ・ある研究によると小学校1クラスに何らかのフォローが必要な、加配が必要な児童が2割在籍していると聞きます。引き続き事業の充足と、加配職員の研鑽が必要であると考えます。

5. 子ども・子育て支援事業計画関連事業の進捗状況

各事業を実施する担当課から提出された関連事業進捗管理シートをもとに、事業ごとの進捗状況について朝霞市子ども・子育て会議において評価した結果をまとめました。

基本目標1 すべての子どもがすくすく育つまち

基本方針1-1 子どもの人権の尊重のために

進捗状況 A:80%以上 B:79%～60% C:59%～40% D:39%以下

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子どもを虐待やいじめ等の 人権侵害から守るための体制強化 ①児童虐待予防と防止の取組	1	DV相談事業	人権庶務課	A	A	A	A	
	2	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童 相談事業	こども未来課	A	A	A	A	
	3	児童虐待防止に関する意識の普及啓発	こども未来課	A	A	A	A	
	4	里親制度の周知	こども未来課	B	A	A	A	
	5	家庭児童相談事業	こども未来課	A	A	A	A	
	6	子ども家庭総合支援拠点の整備	こども未来課	A	A	A	A	
	7	養育支援訪問事業	こども未来課	A	A	A	A	
	8	虐待防止に関する教育相談の実施	教育指導課	A	A	A	A	
(1)子どもを虐待やいじめ等の 人権侵害から守るための体制強化 ②子どもの人権尊重の仕組みづくり	9	民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課	B	B	B	B	
	10	いじめ防止に対する取組	こども未来課 教育指導課	A	B	A B	A	
	11	施設における人権擁護等の体制整備	保育課	B	C	B	B	
(2)子どもの意見や視点の尊重	12	朝霞“未来・夢”子ども議会	市政情報課 教育指導課	D	A	A	A	
	13	「特別の教科 道徳」の推進	教育指導課	A	A	A	A	
	14	カウンセリングの実施	教育指導課	A	A	A	A	
(3)子どもの生きる力を育成する 学校教育環境の充実	15	中学校自由選択制度	教育管理課	A	A	A	A	
	16	朝霞第五中学校特認校制度	教育管理課	A	A	A	A	
	17	先進校・研究推進校への視察	教育指導課	B	A	A	A	
	18	あさか・スクールサポーターの活用	教育指導課	B	B	B	B	
	19	球技大会、陸上競技大会等の実施	教育指導課	B	C	B	B	
	20	学校総合体育大会、新人体育大会等の実施	教育指導課	B	B	B	B	
	21	朝霞市地域人材活用支援事業	教育指導課	A	A	B	B	
	22	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課	A	A	A	A	
	23	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	教育指導課	A	A	A	A	
	24	社会体験チャレンジ事業	教育指導課	D	D	A	A	
	25	保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の 習得	教育指導課	B	B	B	B	

基本方針1-2 特別な配慮が必要な子どものために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)障害のある子どもと保護者への支援	26	重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業	障害福祉課	A	A	A	A	
	27	紙おむつ給付事業	障害福祉課	A	A	A	A	
	28	補装具の交付・修理	障害福祉課	A	A	A	A	
	29	日常生活用具支給	障害福祉課	A	A	A	A	
	30	生活サポート事業	障害福祉課	B	B	A	A	
	31	障害者週間における啓発事業	障害福祉課	A	A	A	A	
	32	障害児通所支援事業	障害福祉課	A	A	A	A	
	33	身体障害者・知的障害者等に係る援護等	障害福祉課	A	A	A	A	
	34	特別児童扶養手当の支給	障害福祉課	A	A	A	A	
	35	重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課	A	A	A	A	
	36	障害児福祉手当	障害福祉課	A	A	A	A	
	37	障害児放課後児童クラブ事業	保育課	C	C	A	-	-
	38	育成保育事業	保育課	B	A	A	A	
	39	育み支援バーチャル支援センター事業 (発達障害児者支援体制)	健康づくり課	A	A	A	A	
	40	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課	A	A	A	A	
	41	朝霞市はぐくみ補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
(2)ひとり親家庭等の支援	42	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課	A	A	A	A	
	43	児童扶養手当の支給	こども未来課	A	A	A	A	
	44	ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課	A	A	A	A	
	45	母子生活支援施設入所	こども未来課	A	A	A	A	
(3)経済的困難を抱える家庭と保護者への支援	46	生活困窮者等学習支援事業	福祉相談課 こども未来課	A	A	A	A	
	47	生活保護進学準備給付金の支給	生活援護課	A	A	A	A	
	48	【No.42 再掲】 ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課	A	A	A	A	
	49	【No.43 再掲】 児童扶養手当の支給	こども未来課	A	A	A	A	
	50	【No.44 再掲】 ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課	A	A	A	A	
	51	【No.45 再掲】 母子生活支援施設入所	こども未来課	A	A	A	A	
	52	官民の賃貸住宅ストックの活用の推進	開発建築課	A	A	A	A	
	53	小・中学校教育扶助事業	教育管理課	A	A	A	A	
(4)外国につながるのある子どもと保護者への支援	54	外国人世帯の支援	各課	B	B	B	B	
	55	多文化共生推進事業	地域づくり支援課	B	B	B	B	
	56	日本語指導支援員の配置	教育指導課	B	B	A	A	

基本方針1-3 地域の中の子どものために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子どもの健全な成長を支える居場所づくり	57	児童館運営事業	こども未来課	B	A	A	A	
	58	都市公園、児童遊園地の充実	みどり公園課	B	B	A	A	
	59	冒険遊び場づくり事業(プレーパーク)	みどり公園課	B	A	A	A	
	60	学校体育施設の開放	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
	61	放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
	62	図書館における子ども向け事業	図書館	B	B	A	A	

(2)子ども同士の交流の機会の提供	63	【No.61 再掲】 放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
	64	市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	

基本目標2 すべての家庭が安心して子育てするまち

基本方針2-1 すべての子育て家庭のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子育てを支える環境づくり ①情報提供の充実	65	【No.9 再掲】 民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課	B	B	B	B	
	66	子育て情報の提供	こども未来課	B	A	A	A	
(1)子育てを支える環境づくり ②小児医療の確保と経済的な支援	67	難病患者見舞金 (小児慢性特定疾患患者を含む)	障害福祉課	A	A	A	A	
	68	こども医療費の助成	こども未来課	A	A	A	A	
	69	児童手当の支給	こども未来課	A	A	A	A	
	70	小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業	健康づくり課	A	A	A	A	
	71	PTA連合会補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	

(2)家庭における子育て支援の充実	72	女性総合相談	人権庶務課	A	A	A	A	
	73	内職相談事業	産業振興課	C	C	C	C	
	74	あさか学習おとどけ講座	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
	75	家庭教育学級の支援	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
	76	家庭教育学級事業補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
	77	家庭教育学級補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	
	78	子育て(育児)講座	中央公民館	C	B	A	A	
	79	ブックスタート事業	図書館	A	A	A	A	

(3)生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援	80	【No.6 再掲】 子ども家庭総合支援拠点の整備	こども未来課	A	A	A	A
	81	子育て電話相談	保育課	A	B	B	B
	82	母子保健相談事業	健康づくり課	A	A	A	A
	83	栄養相談事業	健康づくり課	A	A	A	A
	84	妊婦健康診査	健康づくり課	A	A	A	A
	85	母子健康教育事業	健康づくり課	A	A	A	A
	86	乳幼児健康診査	健康づくり課	A	A	A	A
	87	歯科保健事業	健康づくり課	A	A	A	A
	88	各種予防接種の実施	健康づくり課	A	A	A	A
	89	母子健康手帳交付事業	健康づくり課	A	A	A	A
	90	未熟児養育医療費給付事業	健康づくり課	A	A	A	A
	91	妊娠期からの包括的な子育て支援	健康づくり課	A	A	A	A

基本方針2-2 地域における子育てのために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
(1)子育てネットワークの充実	92	子育て支援センター事業	保育課	A	B	A	A		
	93	保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で	保育課	B	A	A	A		

(2)子どもの健全育成の充実	94	青少年育成事業	こども未来課	A	A	A	A		
	95	朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催	教育指導課	C	C	C	-	-	
	96	朝霞市ふれあい推進事業	教育指導課	D	D	C	A		

(3)世代を超えた子育て支援の推進	97	農業体験事業	産業振興課	D	D	B	A		
	98	児童館における高齢者と児童の交流事業	長寿はつらつ課	D	B	A	A		

基本方針2-3 子どもの安心・安全のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
(1)子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり ①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり	99	防犯灯設置工事費補助金の交付	危機管理室	B	B	B	B		
	100	防犯灯維持管理費補助金の交付	危機管理室	B	B	A	B		
	101	広報による防犯啓発活動	危機管理室	A	A	A	A		
	102	朝霞防犯パトロール隊の認定	危機管理室	B	B	B	B		
	103	防犯ブザーの貸与	教育総務課	A	A	A	A		
	104	通学路の安全点検	教育管理課	A	A	A	A		
	105	朝霞市生徒指導委員会の開催	教育指導課	A	A	A	A		
	106	朝霞地区学校警察連絡協議会の開催	教育指導課	B	B	B	B		
	107	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	教育指導課	A	A	A	A		
	108	非行防止教室の実施	教育指導課	A	A	A	A		

(1)子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり ②子どもが交通事故に巻き込まれない社会づくり	109	道路区画線の工事	まちづくり推進課	A	A	A	A
	110	交通立看板、警戒標識等の設置	まちづくり推進課	A	A	A	A
	111	新入学児童への交通安全教育の実施	まちづくり推進課	D	A	A	A
	112	保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導	まちづくり推進課	A	A	A	A
	113	交通安全運動チラシによる啓発活動	まちづくり推進課	B	A	A	A
	114	自転車運転免許制度の実施	教育指導課	B	A	A	A
(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	115	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	財産管理課	A	A	A	A
	116	都市計画道路整備事業	まちづくり推進課	A	A	A	A
	117	市道整備・道路管理の充実	道路整備課	A	A	A	B
	118	学校施設に対する教室等の空気検査	教育管理課	A	A	A	A

基本目標3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち
基本方針3-1 教育・保育の充実のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
(1)幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実 ①保育所、地域型保育給付施設の整備	119	保育事業	保育課	A	A	A	A		
	120	認可外保育施設等利用補助事業	保育課	A	A	A	A		
	121	家庭保育室補助事業	保育課	A	A	A	A		
(1)幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実 ②幼稚園の利用促進	122	幼稚園事業	保育課	A	A	A	A		
(2)放課後児童クラブの充実	123	放課後児童クラブ事業	保育課	A	A	B	B		

基本方針3-2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
(1)多様なニーズにこたえる子育て支援の充実	124	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	こども未来課	A	A	A	A		
	125	ファミリー・サポート・センター事業	保育課	A	A	A	A		
	126	延長保育事業(時間外保育事業)	保育課	A	A	A	A		
	127	一時預かり事業	保育課	A	B	B	A		
	128	休日保育事業	保育課	A	A	A	A		
	129	病児保育事業	保育課	A	B	B	B		

基本方針3-3 教育・保育の質を高めるために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況					
				R2	R3	R4	R5	R6	
(1)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上	130	保育士研修事業	保育課	B	C	A	A		
	131	保育士等人材確保事業	保育課	B	C	A	A		
	132	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課	B	A	A	A		

関連事業に関するコメント一覧

事業番号	事業名	コメント
4	里親制度の周知	パネル設置、広報掲載、X・Facebook掲載など、具体的に周知が実行された点は評価できる。ただ、成果として、何件の登録があったのかなど、具体的な数値を明示し、今後、里親登録数の推移も勘案しながら、周知効果の検証を進めたい。
15	中学校自由選択制度	周知用のパンフレットの配布時期を早めてはどうか。
16	朝霞第五中学校 特認校制度	周知用のパンフレットの配布時期を早めてはどうか。
19	球技大会、陸上競技 大会等の実施	陸上競技大会の種目が、高い運動能力を要するものばかりのような気がする。いろんな子が活躍できるよう綱引きの追加や、球技大会（ルールが簡単なドッジボール）の再会を検討してはどうか。
23	朝霞市小学校低学年 複数担任制事業	1日4時間ではなく、下校時までの支援は必要ないか。
25	保健体育科、家庭科、 道徳等の授業で知識 の習得	性教育の観点からも、子供ができる仕組み、望まない妊娠を防ぐための教育が必要。育児の大変さを体験する一方、適切な相手と温かい家庭を作ることの良さも知るための教育が必要だと考える。
27	紙おむつ給付事業	今後見守りの機能も持たせてはどうか。
28	補装具の交付・修理	義務教育課程にある児童生徒の学習をとめないためにも、難聴児補聴器購入費助成事業の拡大が必要だと考える。
37	障害児放課後児童 クラブ事業	令和4年には廃止が決定している。ただ、障害を抱える児の放課後の過ごし方の課題はなくなるわけではない。本事業の代替・補完する地域体制はあるのか…。
38	育成保育事業	障害児保育対策事業に対して、補助金を交付したことはいいが、それによって施設が受入れしやすくなるよう支援を行ったという評価は過大評価ではないか。補助金を交付するだけでなく、現場の実情を踏まえた支援が必要ではないか。

40	朝霞市障害児就学 支援員専門員による 就学相談	子供が通っている園や学校にまずは相談してから申し込む事業であるため、園や学校で相談を受ける人が障害に対して知識を高める必要がある。
55	多文化共生推進事業	多国籍児の増加に伴い、そのサポートの重要性は大きくなっている。当初予定していた事業の実施回数に満たない状況となっているが、その理由を明確化し、場合によっては計画そのものに無理があるようであれば修正するなど、サポートの力点を焦点化してすすめる必要があるのではないだろうか。
		一部外国人のマナーの悪さが散見されている。
56	日本語指導支援員 配置	日本語を話せない保護者の支援もしてほしい。
58	都市公園、児童遊園 地の充実	園庭のない保育所が増加していることや、ボール遊びの禁止等の制限を勘案すると、計画的な整備の拡大や利用方法の検討も含め、事業の充実が望まれる。 また、新設公園の整備にあたりワークショップが開催された様子。子どもも参加し意見表明したのだろうか。子どもの意見表明を大事にし、それを取り入れる必要がある。加えて、ワークショップから取り入れた意見がどう作用したのか、その効果について振り返りたいものである。
		公園のベンチの老朽化、破損が放置されている。
59	冒険遊び場づくり 事業(プレーパーク)	子どもの健やかな発達を考えた時、主体的な遊びを提供できる本事業は大きな可能性があると考ええる。また、子どもの遊びに付き合う保護者同士の触れ合いは、保護者同士のつながり(育児の情報交換など含め)が生じ、それそのものが子育て支援になっている場合も少なくない。プレーパークは、屋外型の子育て支援施設の側面があることを意識したい。必要に応じて年間予算規模を拡大するなど、子どもの育ちのみならず保護者同士の交流も含め、未来へ投資する視点も重要である。
72	女性総合相談	相談内容が複雑な分、対応する相談員のケアも必要。

75	家庭教育学級の支援	市内小中学校のPTA及び類似の団体は15団体あります。その中で補助金を申請し家庭教育学級を実施しているのは5団体のみです。申請方法の複雑さが原因です。PTAにかかわる保護者の負担を考慮すると、事業の見直しの時期に来ていると思います。
96	朝霞市ふれあい推進事業	運営面で、学校、保護者、地域のとりまとめなど負担が多いため、補助金以外の、運営面での支援(会議の招集や調整など)が必要。
100	防犯灯維持管理費補助金の交付	防犯灯の灯りは、自治会町内会に加入に関わらず、朝霞市民全員に必要なもの。電気代は補助ではなく市が負担すべき。
107	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	PTAでのパトロールがボランティアではなく強制化していて、保護者負担になっている場合がある。
110	交通立看板、警戒標識等の設置	看板が多すぎて注意喚起の意味をなしていないところがある。
115	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	長期的な計画がないため、雨漏りなどが放置されている。将来を予測して整備のための予算を確保し、計画的に整備をする必要がある。
129	病児保育事業	受け入れ先がもっと必要。

6. 朝霞市子ども・子育て会議活動状況

○子ども・子育て会議

開催日	議題
第1回 令和5年7月6日(木)	(1)会長及び副会長の選出について (2)こども基本法の概要について (3)子ども・子育て会議及び部会の運営について (4)第3期朝霞市・子ども・子育て支援事業計画の策定について (5)その他
第2回 令和5年8月31日(木)	(1)第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について (2)第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会の報告について (3)その他
第3回 令和5年11月28日(火)	(1)第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート及びヒアリングの実施について (2)第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート及びヒアリングの調査票(案)、封筒(案)について (3)公立保育園の給食費の対応について (4)その他
第4回 令和6年2月13日(火)	(1)子ども・子育て支援事業計画(令和4年度分)の評価について (2)その他
第5回 令和6年3月25日(月)	(1)子ども・子育て支援事業計画 令和4年度実施事業進捗状況報告書(案)について (2)その他

○子ども・子育て支援事業計画部会

開催日	議題
第1回 令和5年7月20日(木)	(1)自己紹介 (2)部会長選出 (3)－(1)計画策定部会の狙いと流れ (2)子ども・子育て支援事業計画に関する国や県の動向 (4)－(1)朝霞市の現状把握(グループ討議) (2)グループ討議の振り返り
第2回 令和5年11月24日(火)	(1)第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート及びヒアリングの実施について (2)第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート及びヒアリングの調査票(案)について (3)その他

○保育園等利用者負担検討部会

開催日	議題
第1回 令和5年8月31日(木)	(1)公営保育園の給食費について (2)その他
第2回 令和5年11月2日(木)	(1)公営保育園の給食費の対応について (2)その他

7. 朝霞市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第51号
改正 平成26年3月31日条例第5号
平成29年12月20日条例第21号
平成30年9月28日条例第20号
令和5年3月27日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2)子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)知識経験を有する者
- (2)法第6条第2項に規定する保護者
- (3)法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4)公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・健康部こども未来課及びこども・健康部保育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

8. 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿（令和5年度）

区 分	選出団体等	氏 名	備 考
1号 知識経験を有する者	学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	会長
	十文字学園女子大学	鈴木 晴子	副会長
	公益財団法人21世紀職業財団	山谷 真名	
	小中学校校長会	小林 美加	
2号 保護者	公営保育園保護者	新井 智美	
	民営保育園保護者	田島 由華	
	幼稚園保護者	鈴木 厚子	
	朝霞市保護者代表連絡会	菅原 慎也	
	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	坂本 彩香	
3号 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	金子 雅美	
	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	
	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	川合 義和	
	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	岡部 利枝	
4号 公募による市民等	公募市民	神部 陽一	
	公募市民	獅子倉 賢治	
5号 その他	朝霞市議会議員	本田 麻希子 （～令和5年12月17日） 西 明 （令和6年2月13日～）	
	朝霞市民生委員児童委員協議会	宮永 純子	
	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	
	NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子	
	朝霞市子ども会連合会	渡邊 俊夫	
	朝霞市青少年育成市民会議	金子 和人	
	朝霞市地区里親会	江川 千佳子	
	あさか子育てネットワーク	喜多 陽子	
	子どもの居場所ネット	吉村 智代	
	児童館利用団体	鶴田 美樹	

（順不同、敬称略）

資料3

令和6年度第4回
朝霞市子ども・子育て会議

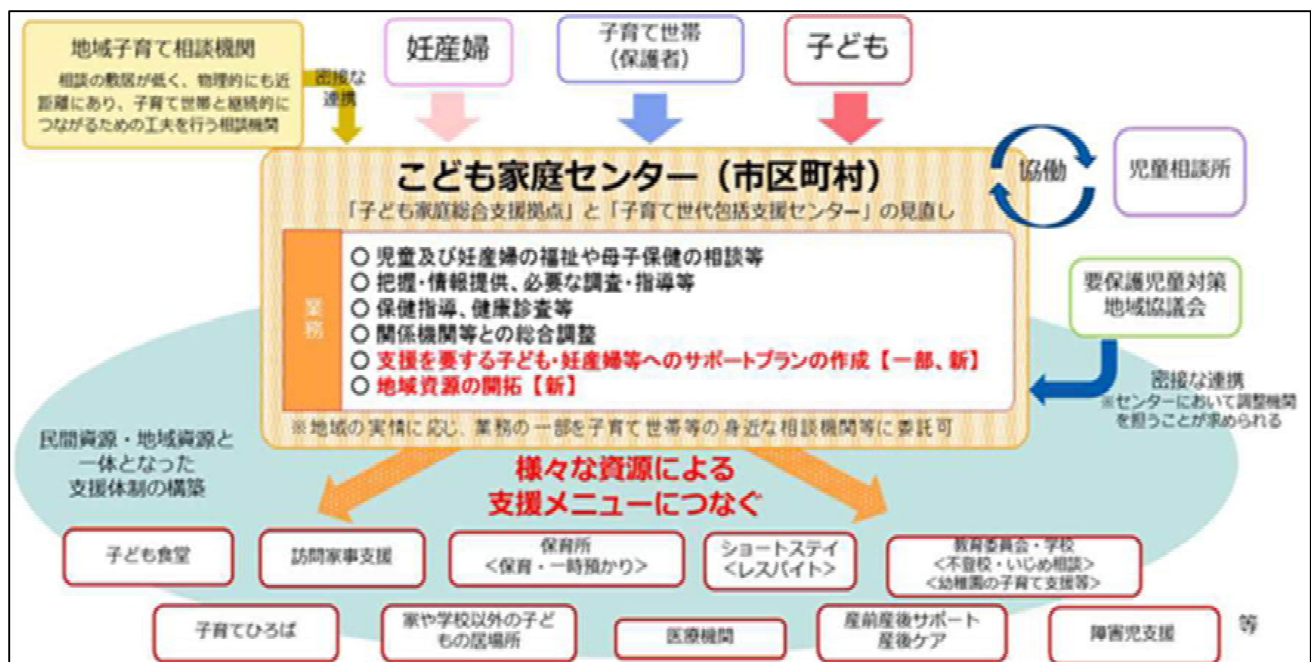
朝霞市こども家庭センター開設計画（案）

朝霞市

1 こども家庭センターとは

令和4年に成立した改正児童福祉法第10条の2において、市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないとされました。

- 子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。



参照：こども家庭庁資料

2 市の対応

一連の法改正を受け、本市においては、令和5年度からこども・健康部内にワーキングチームを立ち上げ、こども家庭庁創設等に伴う新組織体制の検討をしてきました。

庁内での検討の結果、

- ① 「こども家庭センターはこども・健康部健康づくり課に属する『課内室』とし、保健センター内に設置すること」
- ② 「こども家庭センター設置を始めとする新たな組織体制の発足は、令和7年4月1日とすること」
- ③ 「室長（センター長）、室長補佐（統括支援員）の他、センター内に2係（母子保健係、こども相談係）を置くこと」
- ④ 「保育課が所管するファミリー・サポート・センターをこども家庭センターに移管すること」などが決定されました。

3 職員配置

こども家庭センターには、次のような職員を配置することとされています。

①共通

センター長

母子保健業務及び児童福祉業務双方について、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名配置すること。

統括支援員

母子保健業務及び児童福祉業務双方について、十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。

②母子保健機能

保健師等

保健師を1名以上配置すること。

利用者支援専門員（母子保健型）

利用者支援専門員を1名以上配属すること。（保健師可）

③児童福祉機能

＜小規模C型における最低配置人数＞

こども家庭支援員

常時2名

虐待対応専門員

常時2名

ただし、児童虐待対応件数が全国平均を上回る市町村では、一定の計算式により人員数を上乗せして配置することを標準とする。（本市では加算適応なし）

※本市における職員配置数（予定）は次のとおりです。

室長（センター長） 1名

室長補佐（統括支援員） 1名

母子保健係 係長職含め正規職員10名

会計年度職員（事務補助員4名、助産師4名、看護師0.5名）

●ファミリー・サポート・センター

会計年度任用職員3名

こども相談係 係長職含め正規職員5名

●家庭児童相談室

会計年度任用職員4名

4 業務内容

- ① こども・健康部健康づくり課内に(室)「こども家庭センター」を新設し、室内に「母子保健係」と「こども相談係」を配置することにより、気軽に相談でき、必要な情報やサービスをワンストップで提供できるようにします。

充実します 母子保健と児童福祉の一体的支援

こども家庭センターには、主に母子保健の相談等を担当する保健師等と、主に児童福祉（児童虐待対応や家庭児童相談）の相談等を担当する専門職の配置に加え、両分野の専門的知識を有する統括支援員を新たに配置し、状況に応じた専門的支援を行います。

また、支援の必要な家庭を把握するため、保健師等による妊娠届から妊産婦健診、新生児訪問、乳幼児健診等の場も活用するとともに、支援が必要と判断した家庭については、統括支援員、母子保健、子育て世代包括、児童福祉の各分野合同による支援会議により支援方針を決定するなど、母子保健と児童福祉の一体的な支援をワンストップで行います。

- ② 母子保健、児童福祉において連携した支援方策を検討する機会を設け、サポートプランによる支援を行います。

充実します 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて

支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）

母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども・子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行うサポートプランを作成し、それに基づく支援を行います。

- ③ 課題を抱える妊産婦や子ども、子育て世帯に対し、必要な支援を届け、切れ目のない包括的・継続的な支援を実施します。

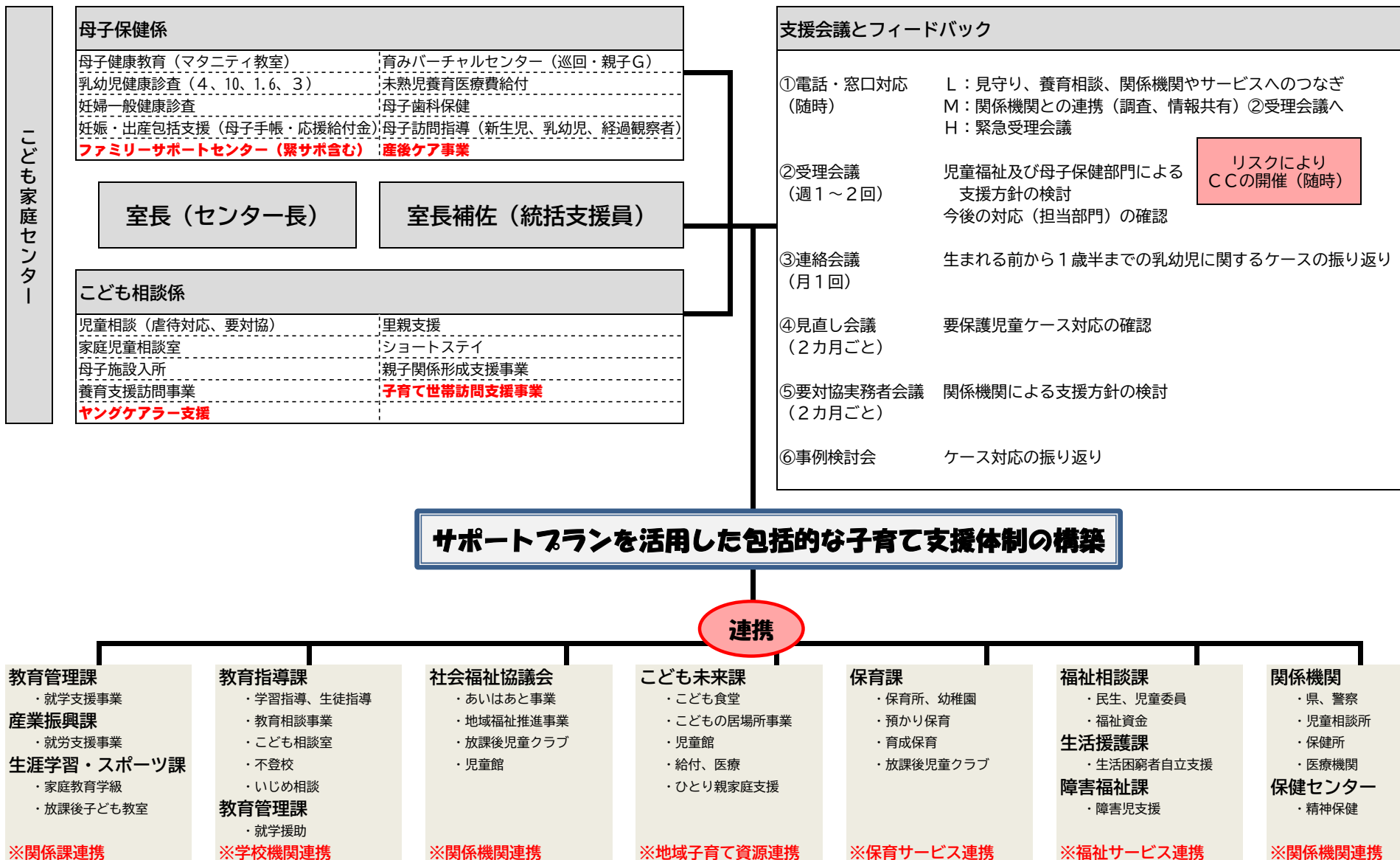
新たに実施します・充実します 相談機能の強化と支援メニューの充実

身近な場所で子育て等さまざまな悩みについて気軽に相談できるよう、複雑・多様化する家庭環境などに対応できる相談・支援体制の強化と支援メニューの充実を図ります。

【新たな支援メニューの例】

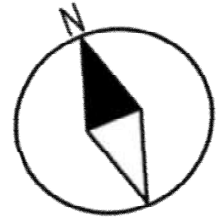
- ・緊急サポート事業（緊急で育児支援等が必要な世帯に支援員等を派遣）
- ・産後ケア事業（医療施設等でのショートステイ、デイケア）
- ・子育て世帯訪問支援事業（要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とした家事、養育等支援）

朝霞市こども家庭センター概念図 【令和7年度版】

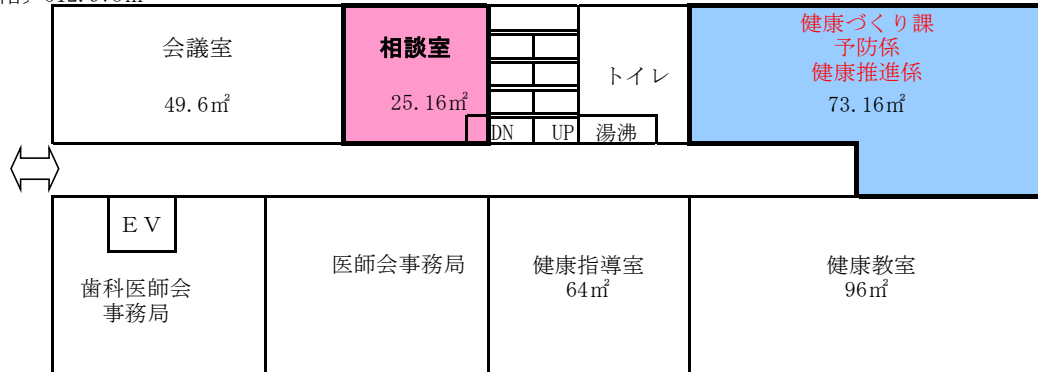


【 保健センター建物概要 】

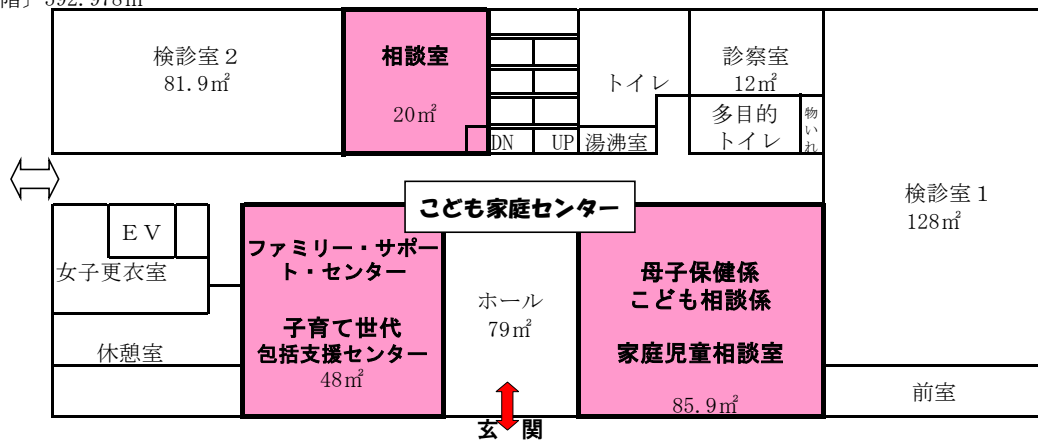
【名称】朝霞市保健センター
 【住所】埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号
 【着工】昭和53年7月
 【竣工】昭和54年3月
 【建物】鉄筋コンクリート造り3階建て
 【延べ床面積】1906.3㎡



〔2階〕512.978㎡



〔1階〕592.978㎡



市民コメント結果 朝霞市こども計画（素案）

参考資料

募集期間 令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

提出者数及び意見数 （個人）8名・18件 （団体）1団体・1件

番号	御意見の内容	本市の考え	修正の有無
1	放課後児童クラブの定員増加、質の向上を希望します。 特に六小学区では校内の児童クラブに2年生以降通えない子供が多く、共働き夫婦や子ども本人にとって望んだ環境が得られないことが多いと思います。 また、児童クラブのおやつは市販のお菓子を提供する場合がありますが、どのクラブのメニューも毎日食べるには虫歯の心配がある内容でした。 例えば、予算を増やして果物や焼き芋などの砂糖を使わないおやつを提供できる日を設けるなど、質の向上にも期待したいです。	放課後児童クラブの定員につきましては、第5章子ども・子育て支援事業計画6（2）にて、過去の児童の入所実績と今後の入所見込みを踏まえ決定しています。現在学区によっては定員数を超える入所希望をいただいているクラブもありますが、入所をお待ちいただいているご家庭におかれましては、児童館や公民館などのご利用を検討いただくとともに、市としましても、既存の公共施設をこどもの居場所として提供できるよう方策を検討してまいります。 おやつの方の質の向上につきましては、支援事業計画の中で個別に立てることはできませんが、保育全体の質の向上という観点から食育も重要な要素と捉え、保育の質の向上に向けた検討を行ってまいります。	無
2	学校給食の校内調理と、オーガニック給食を希望したいです。 未来ある子どもたちに出来立てで、体に良い給食を提供して頂きたいです。 子育て世代の転入も多いと思いますが、魅力的な学校給食が今後転入される方の増加、税収増加につながると思います。	学校給食の校内調理についてですが、自校給食室の設置に相当の施設面積を要することから、校舎の改築事業等に合わせて実施しており、現在、朝霞第四、第五及び第八小学校に設置しております。その他の学校については、大規模な校舎改築等に合わせ、可能な限り設置することとしていますが、現在のところ、次の設置場所や時期は未定となっております。 また、オーガニック給食についてですが、無農薬野菜の学校給食での使用につきましては、給食食材として一度に大量に確保することが難しく、価格面でも高価であることから難しいものと考えております。なお、オーガニックではございませんが、有機肥料を使い、農薬も可能な限り使用しない野菜を可能な限り調達しております。	無
3	朝霞市の児童クラブに通所している児童の保護者です。 児童クラブは小学六年生まで利用できるとの認識ですが、クラブからは小学校4年生以降は低学年を優先するため退所を推奨されています。児童一人一人の状況により自宅での留守番が難しい場合もあると思うのですが、退所しなければならないのでしょうか。子ども計画の中に児童クラブの利用についての記載を見ると制限はないとの認識になりますが、実際は継続することはできないのでしょうか。子どもが児童クラブを継続できないと、仕事を続けることは難しい状況ですが、もし退所しなければならないのであればクラブを退所した場合の、夏休みや長期休みの期間など含めて、他の具体的な保育支援の市の取り組み事業を計画案に盛り込むことをお願いします。	放課後児童クラブの入所につきましては、計画上、高学年までの量の見込みを算出しておりますが、実際は保育の必要性の高い低学年の児童が入所できるよう選考を行っており、クラブによっては低学年の入所希望者で定員に達し、高学年の入所希望者が入所できない状況になっているクラブもあります。計画の中では、確保の方策として放課後児童クラブ以外にも放課後や夏休みなどの長期休みの期間におけるこどもの居場所づくりを推進しながら、必要に応じたクラブの整備を検討する旨記載しております。	無

番号	御意見の内容	本市の考え	修正の有無
4	地域と学校の連携を深めてほしい。	現在でも、登下校時や授業などの学校活動時に保護者や地域の方々にご協力をいただいたり、学校運営協議会やPTA活動などにおいて地域の皆様のご意見やご協力をいただいたりするなどして連携をしています。地域の方々の学校行事への参加や、学校の地域活動への貢献などをより一層促進し、相互に理解と協力を深めていくことが重要であると捉えており、今後も様々なご意見を反映させていただきながら、より良い教育環境の実現と地域社会の充実を目指してまいります。	無
5	保育士、ソーシャルワーカーなどの福祉関係者の処遇改善をしてほしい。	保育士につきまして、現在、国や市の制度により処遇改善を図っております。なお、こども計画第4章（2）の記載のとおり、保育士が継続的に働き続けられるよう、処遇の改善に努めている旨記載しております。	無
6	海外にルーツを持つ子供が朝霞でも増えており、計画にも支援を入れてほしい。	海外にルーツをお持ちのお子さんが増えていることは市としても認識しておりますので、「基本目標3 基本方針3-2-（4）外国につながるのがあること」と保護者への支援」に各取組を記載しております。	無
7	生活実態調査で外遊びの時間についての調査がないのはなぜか。こどもの発達過程にとって外遊びや地域との交流は重要であり、調査して計画に反映させる必要がある。	こどもの遊びや地域活動に関する内容につきましては、子ども・子育て支援に関するアンケートやヒアリングで調査をしています。また、生活実態調査におきましても、放課後の過ごし方について調査をしていますので、資料編の「こども生活に関するアンケート調査」に放課後の過ごし方に関する調査結果を追加掲載いたしました。なお、こどもの遊びや地域活動等につきましては、「基本目標2 基本方針2-1 こども・若者が生きる力を育むことができるように」の施策の方向性に反映させております。	有
8	パソコン、スマホ、ゲーム、DVD、テレビの時間が長い。睡眠や外遊び、学習の時間が短くなり、脳への悪影響や生活リズムの乱れが指摘されている。生活リズムの乱れは起立性調節障害につながり不登校にも関わる。オーストラリアではこどものSNSが禁止された。このままでは危険である認識を共有し、安全で発達を阻害しない利用環境を作る必要がある。そのための話し合いをすぐに始める必要がある。	パソコン、スマートフォン等をはじめとしたICT機器の過剰利用により、健康被害が生じているという研究結果があることは承知しております。そのため、児童生徒、及び保護者に節度のある利用について指導や啓発を行うとともに、委員会活動等を通じて、児童生徒が主体となってより良い利活用ができるような取り組みを進めてまいります。また、子どものSNSの利用については、現状の法律上は禁止されているものではありませんが、対象年齢外の利用については利用規約違反になることを児童生徒及び保護者に啓発してまいります。	無

番号	御意見の内容	本市の考え	修正の有無
9	ボール遊びの希望がある	公園における野球やサッカー等のボール遊びにつきましては、利用者の安全の確保や隣接する住宅等への配慮などの理由から、一部の公園を除き原則禁止とさせていただきます。 ボール遊びができる公園を増やすことにつきましては、公園利用者と近隣住民のご理解が重要であると考えており、近隣にお住まいの方の理解が得られ、防球ネット等の整備が整う場合には既存公園でのボール遊びが可能になると考えております。なお、今年度整備工事に着手しております（仮称）宮戸二丁目公園、まぼりひがし公園にボール遊びコートを設置する予定としております。	無
10	こどもがボランティアできないと感じている	ボランティアに参加してみたい、こどもが参加できるイメージがないなどの意見がヒアリング調査において出ていることから、こどもたちが参加可能なボランティアの効果的な周知方法につきまして検討してまいります。なお、児童館や朝霞市社会福祉協議会におきまして、小・中学生、高校生向けのボランティア事業等を実施しております。	無
11	こどもに勉強させて学力を上げようとするのを急ぎすぎていると思う。発達過程に応じてもっと外で遊んだり体を動かしたり地域で活動したりする中で知りたいと思うことが大切で、知的探求心が育まれると思う。高校年代に学力が伸びる人は多くいる。今、日本人は大人になって学ぶ意欲が低いと思うが、大人になってから学ぶ方が重要だと思う。コミュニティスクールと地域学校協働活動をもっととその意義を教師、両親をはじめ、もっと理解を深める必要があると思う。地域団体と協働を広げてほしいと思う。楽しみながら地域で子供と大人が共育することが少子化の改善にもなると思う。	地域の人々と目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」を構築するとともに、学校を核とした協働の取組を通じ、将来を担う人材を育成してまいります。	無
12	根岸台7丁目に住んでいますが、学区の小学校(朝霞第八)まで大人の足で20分、子どもの足だと30分近くかかりそうです。昨今の特に猛暑日下では、熱中症がとても心配です。特に下校時は一日で最も気温が高い時間帯と重なります。より近い和光市の北原小学校への越境通学を許可していただくか、せめて夏場のみでもスクールバスが運行されると有難いです。	昨今の猛暑による通学への影響につきましては、引き続き教育委員会と各学校において連携して対応してまいります。朝霞市外の学校への入学につきましては、その学校の管轄である市の教育委員会へご事情等ご相談いただき、その結果、入学許可を得られれば、当該市の学校へ入学手続きをしていただくこととなります。 スクールバスの運行につきましては、本市の財政的な面から、実施は難しいものと考えておりますが、児童生徒の安全な登下校の方法については、今後も検討してまいります。	無

番号	御意見の内容	本市の考え	修正の有無
13	No66放課後児童クラブ事業の取組に関して、保育の実施、入所保留児童解消のための検討/施策に加えて、学童保育の質の確保/向上を追加いただきたく、意見します。 基本目標4「すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち」の施策としても(2)放課後児童クラブの充実が掲げられていますが、現状の放課後児童クラブの保育内容は、国の放課後児童クラブ運営指針で示されている「全国的な標準仕様」を実現するために改善が必要であるというのが、放課後児童クラブ連絡協議会(父母会)の認識です。 具体的には、以下のような課題です。 ●こどもの安全確保 こどもの安全をしくみで守るため、保護者との連絡手段のICT化を、強く父母会から保育課へ要望しておりますが、人的ミスを誘発しやすいFAXか留守電での連絡手段から、改善がありません。 コミュニケーションミスにより、保護者不在の自宅へ誤って帰宅させられた等のヒヤリハットも実際に起きており、現場の指導員、こども達の双方がリスクを背負われている状況です。 さらに近年は治安の悪化に伴い、低学年の子供が意図せず1人になった場合の危険度は、以前にも増して高まっており、早急に改善策を講じていただく必要があります。 ●健全な保育環境の確保 近年の猛暑により、特に夏休みに外遊びができず、長時間、狭い保育室で過ごさざるを得ない事態が何年も続いております。 国の最低基準を満たしていても、身体を動かすには不十分な保育所設備の中で、遊び盛りの小学生たちが、1日を健全に過ごすことはできません。 放課後児童クラブ運営指針にも、子どもの遊びを豊かにするため、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用することが明記されており、学校や地域施設と連携を図って、こどもたちが安全かつ健全に過ごせる場を確保することは、実現させなければならないことです。 以上のことから、「子育て・子育てを地域で応援するまち」の実現に向けた子育て支援事業計画に、こどもたちの居場所確保と並行して、放課後児童クラブの質の確保/向上を盛り込んでいただきたく意見いたします。	いただいた意見を参考に(1)こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりの施策の方向性に「保育の質の充実を図る」を追記いたします。	有

番号	御意見の内容	本市の考え	修正の有無
14	市の委託事業と団体の自主事業として朝霞市内でのプレーパークを実施している。そこで子ども達、その親達に接する中で、手助けを求める親子、小学生、中高生を多く目にする。学校に合わずにいる子、発達の面で人とのやり取りがスムーズでない子、また外国籍の子などがおり、遊びの場でのトラブル、あるいは家庭での問題が透けて見えることがある。 素案の中での「冒険遊び場づくり事業」は基本目標1, 2で、いずれも「子どもの居場所」として位置づけられているが、基本目標3・基本方針3-1の「切れ目のない支援を提供するために」という重点項目にも、大いに当てはまる事業と考える。 わたし達の現場で把握した手助けが必要と見える子どもや親子の事案を、直接解決できる行政担当課もしくは地域の団体につなげる方策を、事業として計画に組み込むことはできないだろうか。 また、天候に左右される外遊びの場でありながら、乳幼児を連れてくる親が多いこともぜひ知っていただきたい。一人目の子であろうが家にこもったままでの育児は負担が大きい、上の子がいれば乳児を抱いたままで外遊びに付き合うしかないという状況は子育て経験者ならだれでもが思い至り、おそらく胸の痛みとともに思い出すことだろう。そういう時期をやり過ごせる場が子育て支援センターだけでなく、屋外にもあることは子育て支援の受け皿を大きく広げることになる。 「ここに来れば誰かが抱っこしてくれる」、「プレーパークはハイハイの子も一緒に過ごせるよ」とのプレーパークに対する評価は現場やSNSの口コミで広がっている。子を持つ親同士で作られている助け合いは、例えばファミリーサポートセンター事業に通じるものであり、基本方針3-2、3-3の中での事業化を強く訴えたい。	子どもの居場所としましては、プレーパークの他、こども食堂やフードパントリー、児童館なども該当するものと考えております。それぞれの活動において、こどもや保護者と関わる中で、支援を必要としている家庭を把握することも考えられることから、そのような事案があった場合には市へ繋いでいただくよう各団体へお願いをしているところです。 また、子育て支援の受け皿としまして、プレーパークや子育て支援センターなどは重要な役割を果たしていると認識しておりますので、御意見にあります事業化につきましては、今後、関連部署との検討に努めてまいります。	無

番号	御意見の内容	本市の考え	修正の有無
15	「子育て支援」が親の就労支援としての量的な拡充が見られますが、子どものウェルビーイングという視点で、子どもの育ちに即した支援内容がもっと求められると感じます。例えば児童館や子育て支援センターのような屋内の遊び場は増えています。子ども本来の発達欲求を鑑みれば「屋外の子育て支援拠点」もあって良いはずではないでしょうか。 上記に基づいた意見となりますが、朝霞の森でプレーパーク実施団体が開催している未就園児向けの遊び場は親同士の助け合いの促進ともなっており、こども未来課などが事業化することによって、子どもの育ちに即した子育て支援施策になると思います。また、アンケート結果にも相談先が「いない/ない」と回答が多くあるとありましたが、ハードとしての施設の拡充のみでは「助け合えるつながり」は生まれにくいでしょう。プレーパークのようにつながるしかけとしてのソフトの事業が必要だと思います。	プレーパークにつきましては、基地跡地暫定利用事業の冒険遊び場づくり事業のほか、こどもの居場所づくり事業に位置づけております。子育て支援施策に資する活動団体はプレーパーク以外にもありますことから、今後、関連部署と連携し、検討してまいります。	無
16	「こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり」に冒険遊び場づくり事業が入っていますが、朝霞の森での63日間、プレーパークキャラバンの30回を更に拡充することが市内全域で子どもが屋外で遊び育つためには必要だと思います。 「こどもの放課後の過ごし方」のアンケート結果を見ても放課後の過ごし方の質を向上させるために、校庭を使ったプレーパークキャラバンの展開や、朝霞の森での開催日数の増加などが求められるのではないのでしょうか。	プレーパークの開催回数、開催場所の増加につきましては、市の予算状況を考慮しながら関係部署と連携し、検討してまいります。	無
17	保護者が子育てをする中で、子ども同士の物の取り合いやケンカなどをネガティブに捉えてしまう傾向が多いと感じます。本来、子どもは遊びの中で他の子どもと迷惑をかけ合いながらも心を育てていくものだと思います。例えば、4か月健診時などで「遊びと育ちの関係」のようなテーマで保護者が話を聴ければ、「子どもは迷惑をかけ合いながら育つもの、親同士がつながることでトラブルも見守れる」ということへの理解の促進になると思います。	子育てについての情報発信は非常に大事なことだと思います。しかし、現状、健診時に情報発信する時間を設けるのは難しい状況です。今後、こういった場や方法で効果的な情報発信ができるか、検討してまいりたいと思います。 また、児童館や子育て支援センターなどにおきましても、引き続き、子育てについての情報発信に努めてまいります。	無
18	強度行動障害者高次脳機能障害を有する障害児に対する支援についても、施策を記してください。	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所において、対象児童についても受入れ対象としています。ただし、事業所の空き状況や他の障害児等との兼ね合いから、スペースの確保や支援方法等の検討が必要になると思われます。現在、児童発達支援センターを中心に、市内の障害児通所支援事業所との情報交換や事例検討等を行っておりますので、引き続き対応等の検討に努めてまいります。	無
19	82ページ 幼児期の保育について、0歳児は令和7年度から令和11年度まで量の見込、確保の内容が350と同数で、1,2歳児は量の見込、確保の内容が同数なのはなぜか。	令和7年度4月の1次申込みなどの数値を元に改めて量の見込を精査いたします。また、その他の数値についても直近のデータがあるものについては精査したいと考えております。	有

朝霞市こども計画（素案）に関する職員コメント（意見募集）結果

1 結果概要

（１）内容	朝霞市こども計画の策定にあたり、御意見を募集しました。
（２）募集期間	令和６年１１月１５日（金曜日）から令和６年１１月３０日（土曜日）まで
（３）意見提出の対象者	朝霞市役所 職員
（４）公表した資料	朝霞市こども計画（素案）
（５）意見提出者数及び意見数	１名、１件

2 提出された意見等

No.	コメント	回答・対応	修正の有無
1	次世代育成支援行動計画の「基本方針２－１（２）こども・若者の学習支援・キャリア支援の充実」に「７５ 少子化対策事業」がありますが、取組内容が結婚支援のみとなっています。 少子化対策に関する取組は、不妊治療に関するもの（早期不妊治療助成費補助金、早期不妊検査・不育症検査助成費補助金）や子育て家庭に対するもの（出産・子育て応援給付金、多子世帯応援給付金）もありますので、これらについても計画に位置付ける必要があるのではないかと考えます。 なお、計画に位置づける場合は、不妊治療に関するものを「基本方針３－１（１）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実」に、子育て家庭に対する給付金等については、「基本方針３－１（２）子育て支援の充実」に入れるのが適切と考えますがいかがでしょうか。	少子化対策に関する取組は、不妊治療や子育て家庭に対するもの等も含まれますので、「基本方針２－１（２）こども・若者の学習支援・キャリア支援の充実」にある「少子化対策事業」について、具体的な取組内容がわかるよう「S A I T A M A 出会いサポートセンター」に事業名を変更しました。 また、子育て家庭に対する支援として、「基本方針３－１（２）子育て支援の充実」に「出産・子育て応援給付金、多子世帯応援給付金の支給」を追加しました。 なお、「早期不妊検査、不育症検査、早期不妊症治療助成事業」については、「基本方針３－１（１）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実」に位置付けられています。	有



令和6年度第2回アンケート集計結果

- ※集計結果は百分率（％）で示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の場合は、合計が100%を超えることがあります。
- ※自由記述の表現はできる限り原文のまま記載していますが、一部表現を修正しているところがあります。

朝霞市市政情報課



テーマ

「朝霞市こども計画（案）について」

朝霞市では、こどものみなさんにとってよりよいまちであるために、令和7年3月に「こども計画」という計画を策定^{さくてい}します。

「こども計画」は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そのために大切にするのは、こども・若者のみなさんの意見です。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、みなさんの声をきき、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって、もっともよいことは何か考え、こどもや若者の立場に立った施策^{せさく}を実施^{じっし}していきます。

※策定^{さくてい}・・・計画を立てて対策などを決めること

施策^{せさく}・・・目的を達成するために実施する具体的な計画や手段のこと

実施期間

令和6年12月2日（月曜日）から12月16日（月曜日）まで

実施方法

インターネットを通じて、こどもモニターがパソコン・スマートフォン・タブレットから回答。

回答状況

対象者数 こどもモニター 59人

回答者数 20人

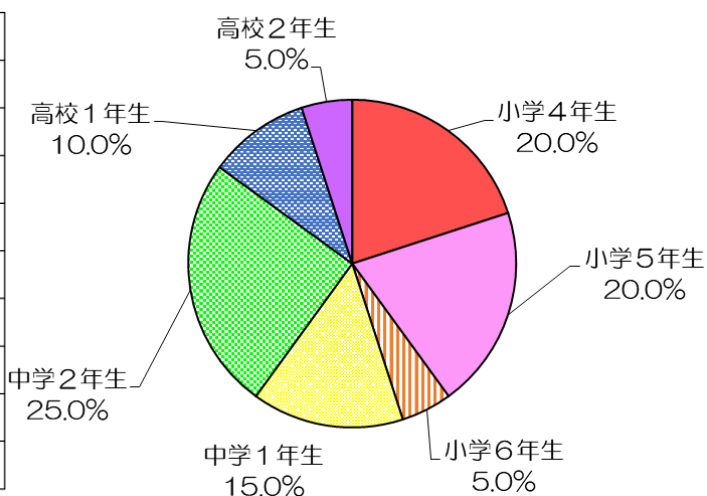
回答率 33.9%



問1

学年を教えてください。

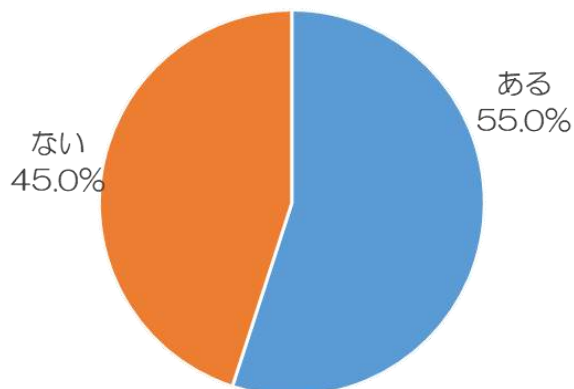
	人数	%
小学4年生	4	20.0
小学5年生	4	20.0
小学6年生	1	5.0
中学1年生	3	15.0
中学2年生	5	25.0
中学3年生	0	0.0
高校1年生	2	10.0
高校2年生	1	5.0
高校3年生	0	0.0



問2

家や学校（職場）^{しよくば}以外で、「ここにいたいと感じる」
^{いここち}居心地のよい場所、好きな場所はありますか。

	人数	%
ある	11	55.0
ない	9	45.0



問3

問2で「ある」と答えた方に質問です。
それはどんな場所ですか。

問4

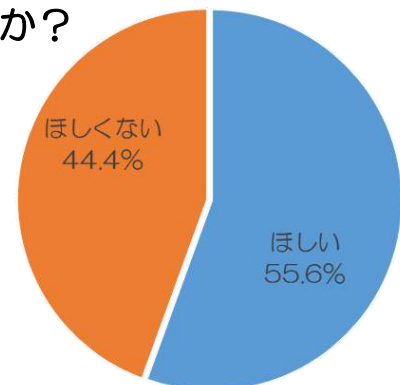
問3の場所が「ここにいたいと感じる」理由はなんですか。

朝霞の森	公園でみんなで遊んだり、お祭りや行事がたくさんあるからです。 いろいろな遊びができたり、イベントが開催しているから。
青葉台公園	
市役所の池	
城山公園	過ごしやすい公園だから。
公園	友達と遊べる。
図書館	勉強スペースがあって静かで居心地が良いから（集中できる。）。
母校の小学校	
学童	お友達がいるから。先生たちが優しい。
塾	先生と色々話せる。
年上の人と楽しく関われるサークル	自分のやりたいことが出来るし、話して楽しいから。家族以外の年上と話すことが出来る。
おばあちゃんの家、いとこの家	楽しいから。家族がいるから。
ポケモンセンター、好きなものに囲まれた場所	楽しいから。

問5

問2で「ない」と答えた方に質問です。
家や学校（職場）以外で、「ここにいたいと感じる」
居心地のよい場所がほしいですか？

	人数	%
ほしい	5	55.6
ほしくない	4	44.4



問6

問5で「ほしい」と答えた方に質問です。
「どんなところ」・「どんなこと」ができるといいと
思いますか。

- 同じくらいの年代の人が集まる、趣味や娯楽で盛り上げられる落ち着いた場所。
- 無料で使えるような屋内。
- 学生限定で勉強とかが出来たら嬉しい。
- コンセントもついていたらありがたい。
- 朝霞市の学生が集える場所（児童館以外）。
- フリーな空間。
- ゴロゴロできるところ。

問7

問5で「ほしくない」と答えた方に質問です。
その理由は何ですか。

- 自分がリフレッシュできる場所は家でゴロゴロしたり、学校で友達と喋ったりするだけで十分だからです。
- お家がすきだから。
- 困ってないから。
- 家の居心地が良いから。

次の図は「朝霞市こども計画」の基本理念です。

基本理念

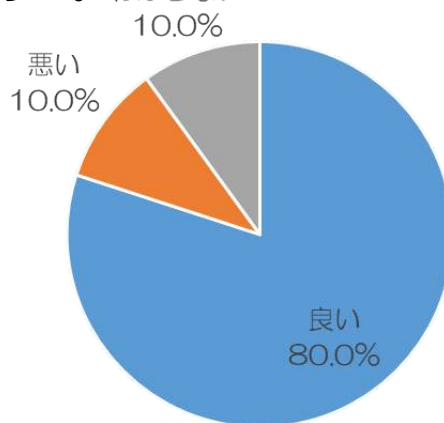
このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育て・子育てを地域で応援するまち あさか

「基本理念」・・・この計画を立て、実施していく上で、土台となる一番大切な考え方や目標のこと

問8

基本理念についてどう思いますか。

	人数	%
良い	16	80.0
悪い	2	10.0
わからない	2	10.0
その他	0	0.0



問9

問8でそう思った理由はなんですか。

良いと思った人の意見

- ・明確に目標がしっかりと定まっているため。
- ・自分の生まれ育った街が好きならそれにこしたことはないから。
- ・みんなにわかりやすい理念だから。
- ・地域全体で、子育て・子育てを応援しているから。
- ・理念に基づいて実行している感じがあるから。
- ・今の時代はこども 1 人育てるにも経済的に厳しいところがあるので、市全体で子育てに力を入れることはとてもよいことだと思いました。
- ・こどもが参加したくなるイベントがたくさんありそうだから。

問9のつづき

良いと思った人の意見（つづき）

- この計画が進んでいくにつれ、朝霞市で育った人々がまたここに来たいと思えるような市に 1 歩ずつ近づいていくと思ったからです。
- 子育て支援のおかげで親の負担も減らせる。迷惑かけないから安心していろんなことに挑戦出来る。
- 理念のような町は住みやすいから。
- 治安がよくなるから。
- 地域で応援してくれると子育て中の親が助かるから。
- 住みやすいから。
- 人が優しいから。
- 遊ぶところがいっぱいありそうだから。
- 朝霞は児童館が 6 個あって、児童公園がたくさんあります。なのでせっかくなら子育てや子育てを応援したほうがいいと思ったから。
- 子育てを地域で応援することは大切だと思ったからです。

悪いと思った人の意見

- 応援ではなく支援のほうが良いのでは？
- 小学校・中学校でいじめや体罰、性犯罪が発生していたから。

次の図は「朝霞市こども計画」の基本目標です。

計画の基本目標

①

**すべてのこども・若者が
幸せを感じ成長できるまち**



みんなそれぞれの個性が認められ、自分を好きになって、自信を持って成長できるように、色々な取り組みを進めるとともに、こどもや若者が安心して暮らせるように、安全を守る仕組みを作ります。

②

**すべてのこども・若者が
夢を思い描けるまち**



みなさんがたくさんの人と出会い、将来の夢を考えられるよう、そのきっかけづくりをしたり、地域の中に、子どもや若者が安心して過ごせる場所を増やしていきます。

③

**すべてのこども・若者が
安心して子育てできるまち**



みなさんやご両親が、妊娠・出産から子育ての間ずっと、途切れることなくサポートを受けられるようにしながら、子育てで不安や負担を感じすぎないように、地域みんなで支え合えるようにします。

④

**すべてのこどもが質の高い
教育・保育を受けられるまち**



こどもが元気に幸せに育ち、親が安心して子育てできる環境を作るため、保育園や幼稚園、そのほか様々な子育て関連のサービスを充実させ、さまざまな課題に対応できるようにします。また、質の高い教育・保育を受けられるように、先生たちを増やし、スキルアップを支援します。

問10

上の図の基本目標のようにするために、必要なことは何だと思いますか。

- 全てのこどもに対しての正しい教育や指導、一人一人が子持ちの親御さんへ対しての思いやりをもつこと。
- 小さな子だけではなく、中高生も過ごせる場所が欲しい。
- 小さな子を気にせず遊べる公園がない。
- 遊べるところを増やす。公園はたくさんあるから、ショッピングモールなどあればこどもも大人も楽しくすごせると思う。
- こどものいる家庭の意見（サービスなど）を取り入れてみる。
- こどもたちが集まれるような場所づくり（イベントなど）をする。
- 学費を値下げして欲しいです。
- 「朝霞市はこういう街づくりを目指しています」と市内外ともに十分にアナウンスして周知してもらうことも大切だと思います。そうすることで賛同してくれる人や団体、他の市などがこの街づくりをサポートしてくれたりするのではないかと思います。
- 公園をいろいろな人が遊べるように危険な遊びやルール違反をしている（公園の決まりを守っていない）人を注意する活動をする。
- 地域みんなでサポートするために地域の人と交流するイベントをやる。
- 夏休みや冬休みなどの長期休みに学校で塾?的なものをやる。
- 教え方の上手な先生がやっている授業を動画でまとめて発信する。
- こどもに寄り添える思いやり。
- みんなで話し合う。
- 難しくてわからない。
- 1:新たなイベントや、今まで開催したイベントをグレードアップする。
2:こどもたちが思い描くような生活を送れる施設などの増築。
3:妊娠時や出産後の支援やサービスの強化。
4:幼稚園などの施設での行事を増やしたり、新しい教育の仕方の生み出し。
- こどもに対して使うお金を増やして、いろいろな施策を行うことだと思います。
- みんなの協力。
- 一人一人の意識。
- 学童の拡充。
- 共働き世帯のための長期休暇の一時預かり。
- 室内の遊び場の拡充。夏は暑すぎて外で遊べないため。
- 職業体験。

問10のつづき

- 英会話やプレゼンの授業
- 財源、人をふやすこと。
- 教員と保護者がより親密に話し合える環境をつくることや、甘やかしすぎない事、厳しくしすぎない事、好きな時に学んで好きな時に遊ぶ自由を与える事、居残りを無くし下校時間の違いで発生する犯罪を防止することなど。
- こどもが親子で協力して活動できるような、イベントがあると良いと思います。
- 料理教室などのプチ職業体験のようなものが実施されると、将来の夢の視野が広がると思います。
- 住んでいる地域で、休日にこどもと息抜きしながら過ごせるような、広場などがあると良いと思います。
- わからないことや、解決できていない問題を、誰かに相談したり、同じ悩みを抱えている子と一緒に解決できるようなところがあると良いと思います。
- 教員の充実→現在通っている学校で同じ教員が同時に複数クラス授業したり、1人教員が抜けると自習になったりしていて教員の足りなさを感じており、自習だと勉強が思ったように進まず質が高いとは言えないから。
- 公園を増やす。
- こどもが行きやすい飲食店を増やす。
- 学校でのいじめ防止。
- さわやか相談室の小学校版。
- ガードレールの設置。
- 相談できる場所を作る。
- 家族で思い出を作れる場所を作る。
- 職場体験を実施する。
- 働いている人にお話を伺う。

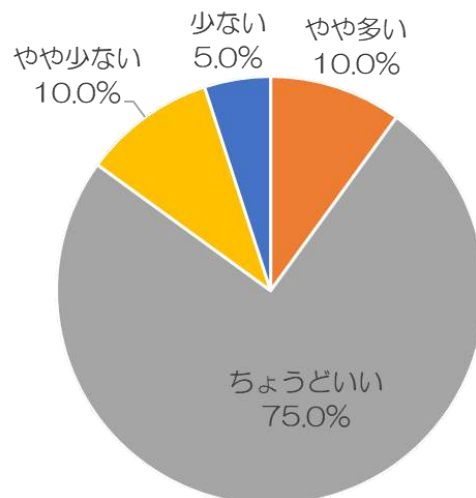


〇こどもモニターアンケートの感想を教えてください。

問11

質問はどうでしたか。

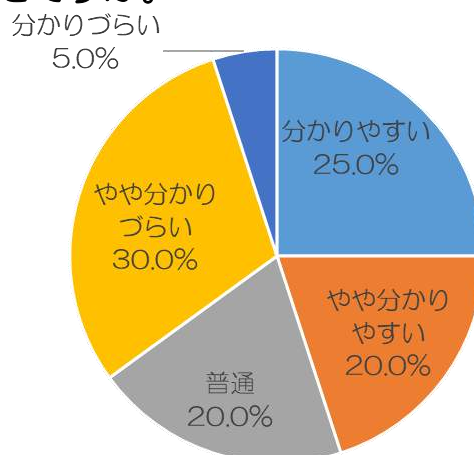
	人数	%
多い	0	0.0
やや多い	2	10.0
ちょうどいい	15	75.0
やや少ない	2	10.0
少ない	1	5.0



問12

質問内容はわかりやすかったですか。

	人数	%
分かりやすい	5	25.0
やや分かりやすい	4	20.0
普通	4	20.0
やや分かりづらい	6	30.0
分かりづらい	1	5.0



問13

今回のアンケートについて、意見があれば教えてください。

- ぜひ、アンケートを取るだけでなく、実行に移してほしい。よろしくお願いします。
- こどもにはわかりにくいと思います。親に手伝ってもらいました
- 想像力を発言できるアンケートをほしい。
- 問9の問題の意味がよくわかりませんでした。
- 質問が、難しかったです。
- 質問が難しく、答えづらかった。

アンケートの回答ありがとうございました。
来年度もよろしくお願いします！



朝霞市こども計画



令和7（2025）年3月
朝霞市

基本理念

このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育て・子育てを地域で応援するまち あさか

こども計画とは

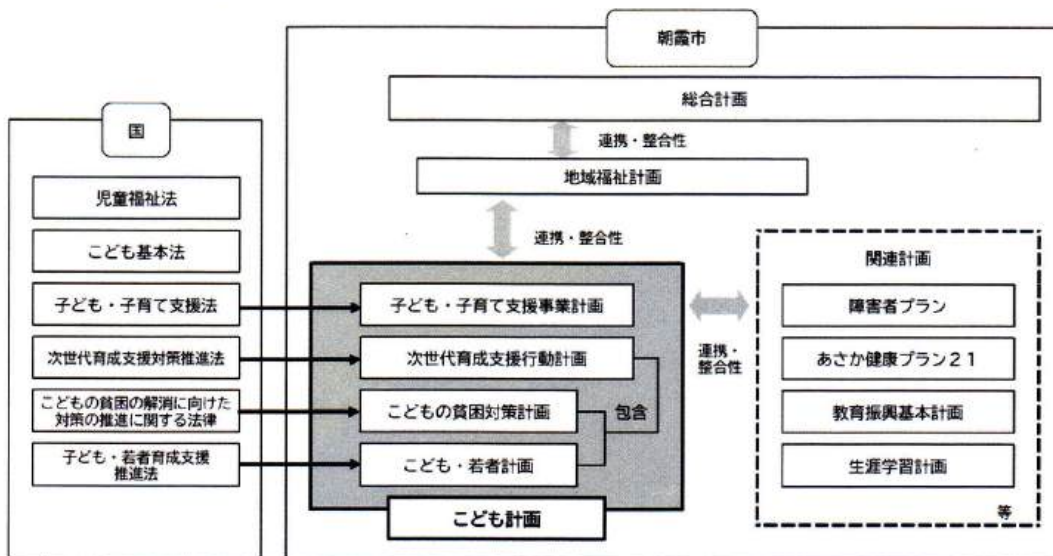
本計画は、全てのこども・若者が幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども基本法」に基づき策定しました。「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、そして新たに「こども・若者計画」が含まれており、本市の子ども・子育て施策を幅広く検討・推進するものです。

前身の「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」は、主に保育需要の把握や教育・保育の計画的な整備などを目的としていましたが、「朝霞市こども計画」は、より広い視野でこども・若者の福祉を包括的に捉えるものとなっています。この計画は、「朝霞市総合計画」の分野別計画として位置づけられ、他の関連計画との連携も図りながら推進されます。

本計画の基本理念には、こども・若者が幸せを感じながら夢や希望を抱き自ら健やかに育つ「育ち」と、こども・若者の育ちを一番近くで支える子育て家庭の「子育て」を、「まち全体で応援」し、喜びを分かち合えるあたたかなまちでありたいという想いを込めました。

計画の位置付けと期間

本計画は、「こどもまんなか社会」実現のため、こども・若者の育成支援、貧困対策などの内容や、幼稚園や保育所などでの教育・保育などの子育て支援のための取り組みの目標を定める内容を盛り込んだ、こども・若者と子育て家庭を支援するための計画です。



※上記はこども計画を中心として記した図です。

この計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。計画期間中は、取り組みの進み具合を確認し、必要があれば計画の見直しも行います。

R2～R6					R7～R11					R12～	
第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画											
					朝霞市こども計画						
										次期計画	

計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳までの「こども」と、おおむね15歳からおおむね30歳未満までの「若者」と「その保護者」などを対象としています。



こども・若者の意見

この計画をつくるために、この計画の主役であるこども・若者や子育て家庭、また、こども・若者と子育て家庭を地域で支える方たちの意見を伺いました。

主なこども・若者の意見

<遊び場や居場所について>

「ボール遊びができる場所がほしい。」
「中学生以降遊べる場所が少ない。」
「同年代が集える落ち着いた場所がほしい。」
「勉強、自習ができる場所がほしい。」 など

<安全・環境について>

「道路を整備してほしい。」
「歩道が狭い。」
「街灯がほしい、夜の道が危ない。」 など

意見が反映された箇所

基本方針2-1

こども・若者が生きる力を育むことができるように
(1) こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり
「こどもの居場所づくり支援事業」 など
(3) こども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実
「冒険遊び場づくり事業」 など

基本方針3-3

子育て家庭が住み続けたいまちにするために
(2) ユニバーサルデザインのまちづくり
「都市計画道路整備事業」、「歩道整備事業」 など

朝霞市の課題

こども・若者が 健やかに育つための支援

こどもの権利が尊重され、必要な支援や配慮を受け、すべてのこども・若者が幸せな状態で生活を送ることができるよう、「こどもの権利」について、こども・若者、保護者、地域などへの周知、理解の推進が必要です。

子育て家庭への経済的支援

こども・若者からは、「将来が不安」、子育て家庭からは、「将来の教育費を準備できていない」といった声が聞かれました。こども・若者が夢を描き抱けるよう経済的支援制度の周知などの取り組みが必要です。

こども・若者の居場所整備

こども・若者からは、「遊べる、気軽に運動ができる」、「集中して勉強、自習ができる」などの「居場所」を求める声が聞かれました。地域のなかで安心して過ごせる居場所や体験機会を提供するなど、こども・若者を見守り、支える環境づくりが必要です。

成長段階に応じた 切れ目のない支援

子育てについて悩みを抱える割合が高くなっていること、相談窓口や支援事業の認知度が下がっていることがわかりました。こども・若者、子育て家庭が、成長段階に応じた相談先や事業につながるできるよう支援が必要です。

共働き・子育ての支援

朝霞市では、両親ともにフルタイムで就労している就学前児童の保護者が多く、「仕事との両立」や「自分の時間がない・忙しい」ことに負担を感じているという意見が多く寄せられました。教育・保育事業や、就労を要件としない預かりサービスの充実が必要です。

基本目標

基本目標1

すべてのこども・若者が幸せを感じ成長できるまち

すべてのこども・若者の個性が認められ、自分を好きになって、自信を持って成長できるように、色々な取り組みを進めるとともに、こどもや若者が安心して暮らせるように、安全を守る仕組みを整えます。



基本目標2

すべてのこども・若者が夢を思い描けるまち

こども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流し、将来の夢を考えられるよう、そのきっかけづくりをしたり、地域の安心して過ごせる場所を増やしていきます。



基本目標3

すべてのこども・若者が安心して子育てできるまち

こども・若者の子育ての期間、また、保護者が妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、成長段階や子育てでの不安や負担を感じすぎないように、地域全体で温かく見守り、支え合える環境づくりを進めます。



基本目標4

すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち

こどもが元気に幸せに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を作るため、保育所や幼稚園等のサービスを充実させ、様々な課題に対応できるようにします。また、質の高い幼児教育・保育を受けられるように、教育・保育の人材確保とスキルアップを図ります。



の施策体系

基本方針

基本方針1-1

こども・若者が心身ともに
健やかに成長できるように

こども・若者計画

基本方針1-2

こども・若者の意見や
権利が尊重されるために

こども・若者計画

基本方針2-1

こども・若者が生きる力を
育むことができるように

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

基本方針3-1

ライフステージを通じた切れ目
のない支援を提供するために

こどもの貧困対策計画

基本方針3-2

様々な困難を抱える子育て家庭に
切れ目のない支援を提供するために

こどもの貧困対策計画

基本方針3-3

子育て家庭が住み続けたいくなる
まちにするために

こどもの貧困対策計画

基本方針4-1

教育・保育事業の
充実のために

基本方針4-2

教育・保育サービスの
質を高めるために

施策の方向性

- (1) こども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化
- (2) こども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり
- (3) 多様な困難を抱えるこども・若者の救済

- (1) こども・若者の権利に関する普及・啓発
- (2) こども・若者の意見表明・社会参画
- (3) こどもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障

- (1) こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり
- (2) こども・若者の学習支援・キャリア支援の充実
- (3) こども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実
- (4) こども・若者の地域活動・社会参画機会の充実

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 子育てに関する相談体制の充実

- (1) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援
- (2) ひとり親家庭等の支援
- (3) 発達の違いや障害があるこども・若者と保護者への支援
- (4) 外国につながるのあるこどもと保護者への支援

- (1) 子育てがしやすいまちづくり
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) こども・子育てに温かい（地域）社会への気運醸成

- (1) 就学前の教育・保育事業の充実
- (2) 放課後児童クラブの充実

- (1) 多様なニーズに応える子育てサービスの充実
- (2) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

子ども・子育て支援事業計画

幼稚園や保育所などの幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を推進するために、次ページの20項目について、現在の利用状況や将来の利用希望を調査し将来必要となる数を予測し、以下のように、その数をいつ・どれだけ確保するかを定めています。



●幼児期の学校教育・保育施設

教育施設

【幼稚園・認定こども園】（1号認定、新1号認定）

	令和7年度
①量の見込（必要利用定員総数）	1,447人
②確保の内容 幼稚園、認定こども園	2,548人

令和11年度

1,368人
2,548人

保育施設

【保育所・認定こども園等】（2号認定、新2号認定、3号認定）

		令和7年度		
		2号	3号	
			0歳	1・2歳
①量の見込（必要利用定員総数）		2,360人	275人	1,600人
②確保の内容	保育所、認定こども園、幼稚園及び預かり保育、小規模保育事業等	2,499人	350人	1,457人

令和11年度		
2号	3号	
	0歳	1・2歳
2,198人	232人	1,460人
2,544人	350人	1,472人

●放課後児童クラブの見込み量

	令和7年度
①量の見込	1,983人
②確保の内容	1,854人

令和11年度

1,853人
1,854人

●その他の事業の見込み量

	令和11年度		令和11年度
延長保育事業（時間外保育事業）	2,474人	妊婦健康診査	1,200人/年
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	110人/年	利用者支援事業	2か所
乳児家庭全戸訪問事業	1,200人/年	実費徴収に係る補足給付を行う事業	160人
養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業	58日/年	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	2人/月
地域子育て支援拠点事業	61,194人/年	【新規】子育て世帯訪問支援事業	24人/年
一時預かり事業		【新規】児童育成支援拠点事業	20人
①幼稚園における在園児対象の一時預かり事業	31,483人/年	【新規】親子関係形成支援事業	48人/年
一時預かり事業		【新規】妊婦等包括相談支援事業	3,600回/年
②保育所等で実施する幼稚園以外の一時預かり事業	74人/日	【新規】乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	62人
病児保育事業	147人/年	【新規】産後ケア事業	40人/日
ファミリー・サポート・センター事業	22人/日		

①幼児期の学校教育・保育の提供

こどもたちが教育や保育を適切に受けられるよう、保護者のニーズに基づき、幼稚園や保育所などを整えています。

②延長保育事業（時間外保育事業）

保育所などを利用している家庭のために、保育時間の延長を実施します。

③放課後児童クラブ

就労等により、日中家庭に保護者のいない小学生が、安心して楽しく過ごせるように、放課後や長期休暇期間中、遊びや学びの場を提供します。

④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事などで、どうしてもこどもの面倒を見ることができない時、里親宅で一時的に、こどもの預かりを行います。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

赤ちゃんが生まれたばかりのご家庭を訪問して、子育ての情報を提供し、困っていることがないかお話を伺い、サポートが必要な場合は、すぐに必要なサービスに繋がります。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

養育支援訪問事業は、子育てで悩んだり困ったりしている保護者を助けるために、家事のお手伝いや子育ての専門家による相談・助言を、訪問によって提供します。

要保護児童支援事業は、色々な理由で、家庭で暮らすのが難しくなってしまったこどもたちや、その保護者を支援するために、要保護児童対策地域協議会を置いて、情報を共有したり、相談したり、協力してサポートします。

⑦地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の家庭が交流したり、子育ての悩み相談などを行います。

⑧一時預かり事業

様々な事情で家庭で保育を受けることができない乳幼児を、幼稚園や保育所などで、一時的に預かります。

⑨病児保育事業

こどもが急に病気になり、保育所が利用できず、保護者も仕事で保育できない時、病院や保育所などに併設されている専用の部屋で、看護師等が一時的にこどもの保育を行います。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手伝ってあげたい人と、手伝ってほしい人が会員になって、地域の中で助け合いながら子育てを支援する活動の連絡・調整を行います。

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康を守り、安心して赤ちゃんを産めるように、必要な健康診断を実施します。

⑫利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育ての支援事業などを円滑に利用できるように、情報提供や相談支援を行います。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

食事の提供に係る費用について、未移行幼稚園に通う家庭等で、経済的に厳しい状況にある世帯を対象に、費用の一部を補助します。

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

認定こども園において、特別な支援が必要なこどもたちを受け入れる体制を強化し、質の高い保育を提供します。

⑮子育て世帯訪問支援事業

子育てで悩んだり、負担を感じている家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問して、困っていることなどを聞いて、家事や子育てをサポートし、虐待リスクを未然に防ぎます。

⑯児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所がないと感じているこどもに、安心して過ごせる場所を提供し、こどもたちやその家族一人ひとりの状況に合わせて、必要な支援を受けられるようにします。

⑰親子関係形成支援事業

子育てに悩む保護者とそのこどもに、こどもの成長に合わせて様々な情報提供や相談対応を行ったり、保護者同士が相談できる場所を提供することで、親子の関係構築を支援します。

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期に関する情報提供や相談などのサポートを行います。

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

6か月から満3歳未満の、保育所に通っていない乳幼児を対象に、遊びや生活の場を提供します。また、乳幼児や保護者と面談を行い、子育てに関する情報提供や相談、アドバイスなども行います。

⑳産後ケア事業

赤ちゃんを産んだばかりのお母さんが、ゆっくり休んだり、体を回復させたりするために、心身のケアや子育てのサポートを行います。

子どもの権利条約

子どもの権利条約は大きく分けて次の4つのこどもの権利を守るように定めています。

そして、こどもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。

障害のあるこどもや少数民族のこどもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、

自由な活動をおこなったりできることなど。

※「子どもの権利条約」は、平成元（1989）年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6（1994）年に批准しました。



©むさしのフロントあさか

朝霞市こども計画 令和7年度～令和11年度

概要版

令和7年3月

発行 朝霞市こども・健康部 こども未来課
保育課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111（代表）

URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>